

第5回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和2年3月12日（木）

午前 9時30分 開 会

委員長 改めて、おはようございます。今定例会で予算審査特別委員会の委員長となりました早川久衛です。副委員長、委員各位、町当局のご協力を頂きながら委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の出席委員数は全員であります。よって、会議は成立をいたしております。

町長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略をいたします。

ただいまから令和2年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております議案は、議案第25号から議案第33号までの令和2年度各会計当初予算案の9議案であります。

審査は、本会議において指示されております日程で終了したいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いします。本日より18日までの審査日程で会議を開きたいと思います。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思いますが、質問者及び答弁者はそれぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。

また、質問者にはありますが、あくまで予算に対する審査でありますので、一般質問のような質問は差し控えていただきたいと思います。

本日は、企画課、建設課、上下水道課、健康福祉課、税務課、観光商工課の審査を、16日は総務課、ふるさと振興課、農業委員会、農業振興課の審査を、17日は町民課、農業振興課、林業振興課、さわうち病院、学務課、生涯学習課

の審査を、18日は総括的な質疑を行いたいと思います。

なお、会計課については総括的な質疑の中に入れて行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

委員長 異議なしという声ですので、認めます。

そのように審査を進めます。

あらかじめ申し上げておきますが、18日に予定の総括質疑にあつては、会計課に関する質疑、複数の款に関する質疑、複数の課に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すことといたしますので、これにご協力をお願いします。

また、審査に当たっては、審査対象課が所管する予算書によって進めますが、予算書のほかに審査対象課ごとの当初予算、事業別一覧表も配付しておりますので、予算説明書と併せて参考にしてください。

なお、歳入に係る質疑については、歳出の事業に関連して質疑していただくようお願いをします。

委員各位も質問する内容についてはあらかじめ調べておられることと思いますが、審査を行う前には担当課長から所管する事業や、それに付随する財源等の歳入予算について、また新規事業や重点事業などがあれば簡潔に説明をしていただきたいと思います。

なお、予算審査特別委員会においては原則課長代理まで答弁できることとしていますが、その場合は課長代理が挙手をし、委員長の指名を受けてから発言することといたしたいと思います。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めま

す。

初めに、企画課の審査を行います。企画課が所管するのは2款総務費、12款公債費、14款予備費ですが、審査を行う前に企画課長から事業の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 おはようございます。企画課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、当課の主な事業について、予算書により歳出を中心に順を追って説明させていただきます。37ページをお開きください。2款1項2目文書広報費、広報事務費509万2,000円は、「広報西和賀」の印刷代と町のホームページサーバーの保守管理委託料などになります。

40ページをお開きください。基金造成事業5,434万1,000円は、各種基金の積立金ですが、がんばる西和賀応援基金は、ふるさと納税に係る寄附金を積み立てしようとするものでございます。その他の基金につきましては、預金利息の積立てを予定しております。

続きまして、43ページをお開きください。6目企画費のうち、中ほどの雪国文化研究所運営費370万4,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要する経費となります。

45ページをお開きください。地方交通路線対策事業1,896万5,000円は、町内を運行する路線バス4路線の維持に係る補助金になります。

下段の第三セクター経営改善事業62万2,000円のうち、次のページ、46ページになりますが、56万2,000円は株式会社エステックの経営検討に要する経費となります。

続きまして、47ページになりますが、下段のほうであります。地域公共交通活性化推進事業1,150万9,000円は、おでかけバスと湯川温泉湯けむりタクシーの運行に要する経費になります。

飛んで58ページをお開きください。2款5項2目諸統計調査費、基幹統計調査事務費444万3,000円は、国勢調査に要する費用が例年より増額となっております。

168ページをお開き願います。12款公債費、1目元金、地方債償還元金6億4,478万9,000円、次のページの2目利子、地方債償還利子5,190万9,000円は、一般会計の地方債の償還費用となります。

14款予備費は、例年と同額の800万円を予定してございます。

そのほかに、予算説明書は15ページになりますし、事業別一覧表は2ページが企画課となります。

以上、当課からの説明になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、12款公債費、14款予備費の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 私からは2点質問いたします。今説明もあつたのですけれども、予算書の45、46ページの第三セクター経営改善事業と説明書の15ページの地域公共交通活性化推進事業についてです。

第三セクターの経営改善については、エステックに経営検討委員謝金という説明だったのですけれども、それと公認会計士指導謝金。前年度はエステックと山の幸という予算措置だったと思うのですけれども、今年度はエステック1社といますか、そこだけの主導なのかという点が1つ。

あとは、地域公共交通活性化推進事業については、以前一般質問などでも言ったのですけれども、有償ボランティアによる添乗員というような計画は、この中には含まれていないのか、その2点について伺います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えいたします。

まず初めに、第三セクター関係でございます。エステックの検討委員会の中身でございますけれども、現在1社、エステックさんだけの検討を予定してございます。町外からの指導も受け

たいということの予算も中には入ってございまして、町外からは2名、町外というか県内の会計士さん1名と、あと町外から2名という形の予定をしております。

あと、町内の有識者の方もお願いしたいなどということでの予算要求をさせてもらっているところがございます。

次に、おでかけバスのほうの添乗員の関係でございませけれども、いろいろ内部では検討させてもらっておるのですけれども、今回の予算の中身には現在含まれておらない状況でございます。

以上でございます。

委員長 高橋宏君。

8番 町民バスについては、実際に運転している方とか、あとは利用者さんから、やはり全てのバスでなくても添乗員がいたほうが便利だなというような声を聞きます。なかなか人員も少ない中で難しいことだと思うのですけれども、町民の団体さんとかに委託しながら補助を出せるというような、そういう働きかけ、そのようなことをしていく予定もないのでしょうか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

実は、おでかけバスの乗降調査を今やっております。100円になって半年たったということもありますので、その中身も聞きながら、そしてまたいろんな要望があると思いますので、そういったところも聞きながら今後検討していきたいなというふうには思っております。予算が絡んでくる部分もありますので、その辺も含めながら検討させていただきたいと思います。

委員長 淀川豊君。

10番 関連してちょっと質問いたします。

45ページ、46ページの三セクの経営改善事業ということで、エステックの経営検討会議ということでありますが、その詳細についてお聞きしたいわけですが、検討会議の委員の予定、あるいは会議の開催回数、そしてまた経営方針に

ついてはいつ頃をめどにそういう明確な方針が出されるのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

委員長 細井町長。

町長 ただいまの経営検討会議についてでございます。

これまで、今年度経営分析をしていただきました。それを持ち寄りまして検討会議に約半年間かけまして、町内外の委員のメンバーでそれを分析しながら、今後のエステックという環境の中でどのような可能性があるのかということを議論していただきます。それを月1回で、半年ぐらいでもっていろんなパターンが出てくると思いますけれども、可能性についての論点を整理していただくということを考えておりました、それをもって今度は私どもが、議会にも相談しますけれども、どういうふうな選択をしていくかという方向性を議論していきたいなというふうに考えております。

委員長 淀川豊君。

10番 今検討会議の詳細ということで町長からご答弁を頂きましたが、エステックの経営については、やはり沢内バーデンの施設ということも大分深く関わってくるものというふうに思いますが、先日我々もバーデンのほうで勉強会というか、そういう場にご案内をされて伺った折には、大分施設も老朽化をしているという話だったというふうに思います。今劣化調査をしているというふうに思いますが、その辺は施設を今後どう補修していくか、あるいは使わないようにするかといった、そういう検討も併せて経営検討会議の中で行われるものなのか、またそれとは別に検討されるということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長 細井町長。

町長 バーデンの今後の経営については、施設と一体で議論しなければいけないというふうに考えております。

施設については、町の財産で、直営でやって

いかなければいけない、それから経営についてはエステックという会社に委託しております。しかしながら、それが一体となって運営されているわけでございまして、今後の経営内容によって施設の果たす役割、そこにかかる投資額がどれくらいかということによって、今後の選択肢が出てくると思いますので、一体で協議されなければいけないと、当然だというふうに思っています。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。予算説明書の15ページの、私も地方交通路線対策の部分で2点ほどお伺いいたします。

1点目としては、バスカード等の活用ということでもありますけれども、このバスカードの内容についてはいろいろな面で周知していると思いますけれども、これに関わる予算的なものはどういうものがあるのかということと、それから地域公共交通活性化推進事業のほうで、乗合タクシーの分ですけれども、令和3年10月から本格運行に向けて取り組むということでもありますけれども、現状のことで令和3年の10月から運行していくのか、そして現在の状況を踏まえてということでもありますけれども、3年に向けていくという経緯をお聞きます。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

地域公共交通活性化事業関連でございますけれども、初めにバスカードの件でございますが、バスカードについては今回の予算には含まれてございませんけれども、役場内の出張などではバスカードを利用するよというよなことで、利用の促進などは進めているところでございます。

次に、湯川温泉の湯けむりタクシーの関係でございます。実証運行が今2年目ということになっていまして、3年までには実証運行、実証運行の期間は3年という定めがあります。その間に実証を終えて本格運行に移行ということに

なるわけですけれども、運行管理者の資格というのが実証運行から本格運行する際に必要になってまいります。そういった部分の資格取得についての業者さんとのやり取りなどもさせてもらってございますし、あとは利用されている地域、湯川地区の方々との意見交換なども年に1度して、利用の状況などを把握しながら本格運行に向けて進めていきたいという形で考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 それでは、バスカードについてこれからだということですが、利用については出張ということでもありますけれども、どのようなことを想定しているのかということと、乗合タクシーのほうですけれども、現状はいい形でいっているのか、そういうのをクリアしながら進めていきたいということよろしいですか。

委員長 企画課長。

企画課長 まず、バスカードでございますけれども、バスカードについては役場のほうで購入した部分がありますので、盛岡の、特に中心部の出張、県庁とか、そういった出張に時間帯が合えば、そのカードを利用した中で出張していただきたいということで推進はしております。

私も昨年1度利用しましたが、行く区間運転しなくていいので楽だなという部分もありますし、利用はやっぱしたほうがいいのかというふうに感じたところではございます。

あと、湯けむりタクシーでございますけれども、確かに利用されているお宿さんといいますか、特に観光客の方の利用が多いものですから、宿のほうからバスを利用するよりもタクシーで行くと高級感があるとか、いろいろないい意見を頂いております。そういう意見がございますので、この状況を継続して本格運行につなげていきたいというふうには考えております。

委員長 刈田敏君。

1 番 湯けむりタクシー、いろいろな問題とい
いますか、クリアしなくてはならないことがあ
るということですが、それは可能性とし
ては、やりようによって十分対処できるという
ことでよろしいですか。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

その部分については、業者さんといろいろ協
議といいますか、打合せしながら進めていき
たいというふうに思っていますので、よろ
しくをお願いします。

委員長 刈田敏君。

1 番 協議はしてもいいですけども、可能性
としてやっぱりこっちの言い分とあっちの言
い分があると思うのですけれども、その辺が問
題なのかなと思うのですけれども、十分進める予
定といいますか、そういうことで行くというこ
とですか。

委員長 企画課長。

企画課長 あとは業者さんの資格という部分にな
りますので、その辺は業者さんとやり取りしな
がら、ぜひお願いしたいということであるところ
でございます。

委員長 柿澤繁俊君。

1 1 番 43ページの雪国文化研究所研究員、これ
は常勤ですか。そして、どのような研究をして
おられるのか、またそれをどのように、どこか
で発表されているのか伺います。

委員長 企画課長。

企画課長 雪国文化研究所についてお答えしたい
と思います。

まず、研究所の研究員ということで、1名常
駐でございます。

研究結果の発表の場でございますけれども、
パネル展示などをしたり、あといろいろな講師
依頼がございますので、そういった場で今研究
している内容を指導するといいますか、そうい
った活動で利用してございます。雪に関係する、
例えば山、自然全体も研究してございますので、

森林体験学習など、そういった学校での教育に
も参加させてもらっておるところでございます。
委員長 柳沢安雄君。

3 番 私のほうから1点だけお聞かせいただき
たいと思いますけれども、予算説明書の15ペー
ジの乗合タクシー、湯けむりタクシーというこ
とで、指標ということで365日、2,800人となっ
ていますけれども、昨年の実績として地元の利
用客と、それから温泉を利用したあれを仕分け
しているのですかということをお聞きしたいの
ですけれども。

委員長 企画課長。

企画課長 湯けむりタクシーの利用状況について
お答えしたいと思います。

詳細に外部の人、内部の人、観光客というよ
うな形の数字はちょっと取ってございません。
ただ、利用の状況を見ますと、大体9割程度は
外部からといいますか、ほぼ観光客のご利用が
多いのかなというふうに見てございます。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたし
ます。

以上で企画課が所管する一般会計の審査をひ
とまず終わりたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の建設課の審査に移る前に、10時10分
まで休憩をいたします。

午前 9時58分 休 憩

午前10時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、建設課の審査を行います。建設課が
所管するのは8款土木費、11款災害復旧費であ
ります。建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 皆さん、おはようございます。建設課

でございます。よろしく申し上げます。

まず、予算説明に入る前に、皆様に情報提供までにお知らせしたいと思っていました。

平成31年3月8日に国交省から報道発表がありました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策ということで、秋田自動車道の湯田インターと横手インター間の約7.7キロが4車線化の事業化が決定されております。

同盟会のほうの要望としましては、北上ジャンクションから大曲インターまでの約42キロ分を4車線化ということで要望しているものですが、国では令和元年の7月までに策定された高速道路における安全・安心基本計画において、優先整備区間として選定されなければ全区間の4車線化は難しいよということでしたけれども、つい3日前の3月10日、国交省の報道発表で高速道路における安全・安心基本計画を踏まえ、来年度新たに4車線化の候補箇所としまして、山内パーキングエリアから横手インター間の約7.7キロ分も選定されたということでの発表がございました。今後、国の予算成立後、事業認可に向けた手続を進めるとしておりまして、今月中に社会資本整備審議会による審査を経て、事業化となる見通しです。

今後は全区間の整備に向けて、さらに強く活動を進めてまいりたいと思っております。

情報提供までにお知らせします。

それでは、建設課の所管する事業につきまして、概略等を説明いたします。土木費に関しましては、2事業を除くほとんどが継続事業であります。

歳出予算は、予算書の116ページからとなります。8款1項1目は、職員人件費や事務消耗品費、あとはコピー使用料等となっております。

続いて、117ページ、道路橋りょう総務費は、各種団体への負担金と道路台帳補正業務委託料になります。

次に、118ページからの道路維持費になりますが、道路維持作業員の報酬及び共済費、道路維

持車両の管理費が主なものとなります。それと、町道の舗装補修、側溝改修、ガードレール等の道路安全施設の補修、区画線設置などの事業にそれぞれの予算を計上してございます。それと、下前相沢線など観光道路5路線の草刈りやパトロール業務を地元業者に委託する道路環境整備業務委託料と簡易な修繕料としまして、377万9,000円を計上してございます。

次に、新規事業としまして、道路付属物修繕事業としまして2,400万円を計上させていただきました。これは、川尻小繋沢線の落石防護網、いわゆるロックネットでございますが、その老朽化が著しく、道路ストック総点検においても早期に改善すべきとの指摘を受けておりましたので、今年度予算措置をし、補修するものがございます。詳細につきましては、予算説明書の72ページ上段に掲載してございます。

次に、119ページから120ページ、町道舗装改良事業ですが、3,000万円を計上させていただきました。これも道路ストック総点検で不具合のある舗装について、交付金を活用して補修をするものです。場所につきましては、下左草線ほかを予定してございます。予算説明書では、72ページの下段のほうに掲載してございます。

続きまして、3目道路除雪費になります。道路除雪総務費では、除雪作業員の報酬等で6,862万5,000円を計上してございます。そのほか道路除雪車両管理費として4,535万8,000円、除雪車格納庫維持管理費などを計上してございます。

予算書122ページには、町道鍵沢線防雪柵設置事業で4,500万円、除雪機械整備事業では除雪ドーザ14トン級を更新する予算で2,778万5,000円を計上しております。これらにつきましても、予算説明書73ページにそれぞれ記載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、4目道路新設改良費になります。予算書は122ページから123ページとなります。町道下の沢線道路改良事業ですが、4,800万円

を計上させていただきました。これも交付金を利用しての新規事業となります。通行車両の安全を確保するために、急カーブの解消と局所的な線形改良工事を実施するという予定になってございます。予算説明書では、74ページに記載してございます。

続きまして、5目橋りょう費になりますが、交付金対象事業費で1億4,673万3,000円を計上させていただきました。委託料につきましては、本年度工事を予定している3つの橋の積算業務、補修設計委託業務、定期点検業務委託で、合わせて6,200万円、工事請負費として補修工事分6,200万円を計上させていただきました。これらの財源についても、防災・安全社会資本整備交付金8,184万円、地方債5,970万円を歳入として見込んでおります。詳細につきましては、予算説明書の74ページ、下段のほうに掲載してございます。

続いて、8款3項1目河川費になります。予算書では123ページ下段から124ページとなります。河川改修事業としまして、3,909万8,000円を計上させていただきました。これは、貝沢地区の大八郎川の河川改修と小栗沢川の河川補修ということになってございます。大八郎川は今年度で終了の予定です。予算説明書では、75ページに掲載してございます。

続きまして、住宅管理費になりますが、予算書では124ページの下段から126ページとなります。住まいづくり応援事業は、居住空間の向上を目指して、水洗化、バリアフリー化、断熱工事などを行う方に助成をするものですが、70万円を計上させていただきました。耐震診断士派遣事業と耐震改修支援事業には、それぞれ1件ずつ見まして、62万7,000円を計上してございます。

次に、公営住宅改善事業ですが、今年度は猿橋住宅の改修工事を予定しております。あわせまして、湯田住宅の給湯設備の更新も実施する予定となっております。設計管理委託料とし

て470万3,000円、工事請負費として2,977万円を計上しております。

以上で8款に係る概要説明を終わります。

続きまして、予算書168ページをお開きください。11款2項の公共土木施設災害復旧費に係る予算を説明いたします。災害発生に備え、修繕料として60万円、委託料として43万円、原材料費として、大型土のう袋等の購入費として17万5,000円を計上させていただきました。これは、大きな災害が発生すれば補正予算で対応して、災害認定を受けて進めるという予定でござい

ます。以上で11款の予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより8款土木費、11款災害復旧費の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今課長からも冒頭説明がありましたが、予算説明書の72ページの上段の道路付属物修繕事業ということで、ロックネットの補修工事ということですが、この補修工事の詳細、全面ネットの張り替え等なのか、その辺の補修工事の内容についてお伺いしたいというふうに思いますし、その下段の町道舗装改良工事ということで、道路ストック総点検においてひび割れ率の高い路線からということの選定をされて工事をするわけですが、道路ストック総点検においてひび割れ率どれくらいが舗装改良工事を行わなければならないという基準なのかちょっと分かりませんが、今後その点検においてはどの程度舗装改良が必要と思われる路線があるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 まず、ロックネットの補修につきましては、冬期間の積雪荷重の影響によって損傷しているということで、ポケット式の落雪防止網の支柱の引き抜き、あとはワイヤー等の抜けが

激しいものですから、それらを補修するという
ことで、支柱の強度を増したものを設置する
というものでございます。

それから、新設する部分については585平米と
いうことで、支柱の撤去と設置が13本という
ようなことで、張り直すという部分と、あと
ネットが破けている部分の補修をするという
部分が主でございます。

それから、道路舗装の改良なのですけれど
も、道路ストック総点検におきましては、
対象路線は18万6,100メートルという
ことですから、18キロぐらいになる
かと思えますけれども、これにつきま
してはMC I 3以下ということと、早
急に修繕が必要というMC I というの
は、維持管理指数のことをいまして、
3以下の部分が早急に修繕が必要とい
うことで、その対象路線が18.6キ
ロぐらいあるということでございます。

委員長 淀川豊君。

10番 ロックネットの補修の工事の
詳細の内容については分かりましたが、
これ工事を発注して工事が始まれば、
この町道といいますか、通行止め等
をかけての工事施工となるのか、そ
の辺についてのお考えをお聞きした
いと思えます。

委員長 建設課長。

建設課長 道路等もあの辺ちょっと
カーブがあったり狭かったりする
ものですから、やはり全面通行止
めということで、約2か月間全面
通行止めにして行うということに
なります。

委員長 高橋宏君。

8番 私も予算説明書の町道舗装改
良事業と、予算説明書77ページの
公営住宅改善事業についてお伺
いいたします。

私ちょっと専門的でないので、
昨年道路に白いマークをつけて
補修するのだなというような
箇所が何か所かありまして、
ただそれをつけたから全部やる
わけではない、予算のこともある
のでというような答弁を頂いた
のですけれども、今年のように
雪が少なければ、こういうふう
にいわゆるひび割れ等も少ない
のではないかとい

うような予想がされます。昨年
の分も合わせてといいますか、
先ほどは数値の話があったので
すけれども、今年例年以上に改
修工事が進むのかなというふう
に思っているのですけれども、
その点についてが1つと、公
営住宅の改善事業について、
今年度猿橋、湯田ということ
なのですけれども、住宅改修
を進める順序については建設
から何年というような耐用年
数だけなのか、それとも耐用
年数だけでなく、いろいろ壊
れているところがひどいから
というような、そういう基準
で行っているのか、この2点
についてお伺いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 まずは、最後の町
営住宅のほうについて回答
申し上げます。

長寿命化計画にのっとって
やっているわけですけれど、
結局そこでは順番は一応ある
のですけれども、その順番に
ついては変えてもいいという
ことになってございます。で
すから、最初は上野々住宅
からやろうとしたわけです
けれども、ひどかったのは
湯田住宅だったので、湯
田住宅を先にやったとい
う経緯もございませう。
ですから、建築年度もあ
りますけれども、老朽化
具合によって早めにやら
なければいけないという
部分が出てくるので、
それは一概に必ず決めて
やるというものではない
のですけれども、今後の
計画としては猿橋をや
った後に新町に行って、
あと大沓に行くという
ような計画では進めて
ございませう。

それから、道路舗装改
良事業に関係してです
けれども、先ほど淀川
委員からの説明の関
係は、これについては
国庫補助、交付金を
利用しての全面的な
舗装補修ということ
になりますけれど、
今高橋委員から言
われているのは町
道の単独部分の
パッチングの部分
かと思われます
ので、その部分
については町道
舗装補修事業
というものが
別にあります
ので、その
予算の範囲
内でやって
いきたい
というふう
に思っ
てござ
いませ
う。

委員長 高橋宏君。

8番 先ほど言いましたように、今年度、現時点ですけれども、除雪回数が少なかったので壊れ方が少なく、例年以上に補修できるのかなというように、素人目ではそう見えるのですけれども、見通しとしてはどのような見通しなのでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 まず、雪解け後といいますか、今も雪は解けているのですけれども、現場を見まして、先ほど言ったマーキングをして、それぞれ幾らかかるかというようなことを見積りします。それで、マラソンがあればその部分は早めにやるわけですけれども、あとの残りの部分については損傷具合を見て、予算の範囲内ということになってきます。

それで、まだやらなければいけないという場合については、補正予算を組みながらでもやっていかなければならないというふうに考えてございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 おはようございます。説明書の75ページの件ですけれども、河川改修事業なのですが、大八郎川の災害復旧になるのですけれども、災害時からいろいろ取り組んでいただいて、受益者は大変謝意を述べておられます。

それで、今回また金額にしても大変大きい予算を計上していただいているのですが、長さが大体105メートルなのですけれども、この計画はこれをもって大体終了というか、終わりの見込みの予定になっているのか、ちょっとその辺確認したいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 この事業は、平成29年度から事業に入っていて、当初はまず2年で終わらせる予定でしたけれども、次の年の8月の豪雨がありまして、畑側のほうというか、そちらのほうは崩れていくということで、護岸を積まなければいけないというふうに計画変更いたしました。

あと、29年度につきましては100メートルの延

長をしまして、30年度が80メートルぐらい上のほう、上流のほうをやりまして、あと令和元年度には75メートルと53メートル、それぞれやっております。全体では、444メートルほどあるのですけれども、今年105メートルの護岸を積んで、まず終了したいなというふうに考えてございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。いろいろ当初の計画より河道掘削というか、そういう予定をしておいても、やはり河川の底が下がった状況から逆に横のほうに掘れたりして、いろいろ工事を追加したわけですけれども、いずれあそこは結構山が深いわけで、今後またどのような災害というか、水害も出る可能性があるか分かりませんが、その辺も含めてひとつお願いしたいと思います。いずれ今年度こうした予算を頂いたことには、受益者としても結構完成を見れるかなということで喜んでいきますので、その辺も含めて一応ご報告しておきます。ありがとうございます。

それから、もう一件お聞きしたいのですが、これは町道の下沢線の道路改良事業なのですが、車線を見るにはかなり幅が狭い、そして曲がり角というような状況なのですが、これは大曲横手線というか、花巻大曲線というような、以前名前はお聞きしておったのですけれども、やはり拡張も含めて曲がり角を改修するという一つの、事故も大分起きているようだけれども、これは多分住民からもかなりの要望が出ていたと思うのですけれども、この工事の内容をちょっと見ているのですけれども、できればその辺を確認というか、お伺いしたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 先ほども申しましたけれども、これにつきましては地区からの要望も受けておりまして、それから事故も多発しているということで、

やらなければならないということで計画したわけでございます、やはり急カーブを含めたところの拡幅改良と、あと線形改良も含めて、全幅が6メートル50センチぐらいまで広げたいなというふうに思っていました。

以上でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 説明書の73ページの町道鍵沢線の防雪柵なのですけれども、説明文を見ると拡幅後は機能不足となることも判明したということで載っているのですけれども、大体分かるような気がしますけれども、これちょっと説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど町営住宅の分があったのですけれども、やはりまだ直していないところはかなりひどいところも出てきているので、これというのは毎年一応見ながら優先順位を決めているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 防雪柵につきましては、大きく分けて吹溜柵、吹払柵、吹止柵の3種類がございます。それぞれ地理条件に合わせて使い分けをしてございますけれども、鍵沢線の場合道路幅員が5メートルから9メートルに広がったということで、防雪柵の柵高が不足するということから、撤去して新設を行っているという状況でございます。

それから、町営住宅につきましては、いずれ先ほども言ったように損傷具合の激しいところからまず改修を進めているというのもありますし、いろいろ壊れたという部分については直接行って計画外で直している部分もありますので、管理も含めて入居者からここが不具合だということになれば伺って、生活に密着するところであればすぐ直さなければいけないということでの対処はしてございます。

委員長 刈田敏君。

1番 柵というか、防雪の分なのですけれども、やっぱり今後もあり得るということですか。道

路を拡張していくと、今まで使っていたものができないとかということであり得るのか。例えばやりようによってはそのまま使用できるような可能性もあるのか、その辺です、お聞きしたいのは。

それから、町営住宅の分は、個々の壊れたのは当然そういう形では直すのだと思いますけれども、全体を見た場合、屋根全体とかということの中で、やっぱりきちっと毎年調査等を行っているのか、その辺をお伺いいたします。

委員長 建設課長。

建設課長 道路の新設改良があれば、そのたびに防雪柵を替えなければいけないということなのですけれども、先ほど言ったように道路が拡幅になると高さが足りないということで設置し直すことはありますけれども、今後改良する場所といたしますか、道路改良につきましては、ほとんど終わってきているのかなと、今回の下の沢の急カーブを解消してくれば、大体の部分は終わってくるのかなというふうに思っております。ですから、新しく設置する場所となるのは、やはり状況を見て吹きだまりが起きるところとか、そういうところにつきましては1回撤去して外しているものを、間に合うのであればそれを利用したり、そういうふうなことはできます。雪崩防止柵につきましても、1回外したものは錦秋湖グラウンドのほうに持って行って設置し直したりして、結局使い回しをしている部分もございますので、決して無駄になっているということではないというふうに思われます。

それから、町営住宅につきましては、やはり屋根の老朽化というのは、それはこちらでも全部把握はしてございますので、ただ一気に直せないものですから、それは計画的に直していくということでご理解いただきたいというふうに思います。

委員長 刈田敏君。

1番 町営住宅のところはきちっと見ていると

いうことで、そこはそこでやはり優先順位をきちっと把握していただきたいと思いますが、防雪の部分に関しては、道路をつくる時には大体の予想がつくわけで、今後はそういうところはないだろうといっても、あるかないかはちょっと分からない話で、今後の設計の段階でそこまで、道路と一緒にではないのかなという感じ、予算に当初から入れられないのか、その辺だけお伺いして終わります。

委員長 建設課長。

建設課長 道路新設事業等につきましては、交付金事業でございまして、これにつきましてはやはり雪崩防止柵だとか、そういうものは対象外となるわけで、一緒に設計等はできないわけです。ですから、1年遅れだとか、そういうので設置していくというような形を取らざるを得ない、今のところはできないという状況です。

委員長 高橋和子君。

4番 予算書の125ページの住宅の耐震なのですが、耐震診断とそれに関わっての改修の支援ということで、毎年予算にのっているのですが、これはあまり進まないというか、そういう感じを受けるのですが、実態はどうなのでしょう、このままでいいのでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 当然耐震改修をするとすると、このくらいの補助ではまず足りないわけです。結局国の補助金の関係でこのくらい、この予算を組んでいるわけですが、実際改修をするとなれば何百万というふうなお金がかかることで、ただ1件ほどの頭出しをしていないと補正も何もできないものですから、何件か来た場合についても。ですから、金額は安いのですが、今現在国の対象の補助金となっているのがこの額なので、一応計上していることでございます。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、心配してもしようがないというふうな実態になることだと思うのですが、地震が来たときの目安というか、診断だけして

大変なときにそのご家庭に注意を喚起するとか、被害を抑えるためのそういうものにも使えるのかなと思いますが、そういう点ではどうでしょうか。

委員長 建設課長。

建設課長 ちょっと答えになるか不安なのですが、耐震診断だけして改修を行わないという人も中にはかなりございます。なぜかという、自分のうちの診断だけはしておこうということで、危険な状態にあるか、まず大丈夫なのかというものを世帯主の方が自分で把握しておく。ただ、工事については恐らく見積りを取れば何百万とかかるものですから、ちょっとちゅうちょしているという部分もあろうかと思えますし、逆に大丈夫だよというような診断を受けてやらないでいるという方もおるかと思えます。

以上でございます。

委員長 高橋和子君。

4番 先ほどの質問なのですが、やはり改修までいなくても今おっしゃったようなことで、診断だけでもたくさん受けてもらって備えるというふうな考えはちょっとおかしいのでしょうか、どうなのでしょう。

委員長 建設課長。

建設課長 耐震だけ受けても、改修までいなくても耐震診断をしてほしいというのであれば、こちらでは診断士を派遣しまして、事業にのせるということは可能ですので、大いに利用していただいて結構かと思えます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 住宅の利用状況と滞納者はいないのかという点と、あと町営住宅遊具保守点検業務委託料とありますが、これは何か所ぐらいですか。

委員長 建設課長。

建設課長 建設課で管理を行っている住宅は、町営住宅と特定公共賃貸住宅というものと若者定住促進住宅というものを合わせまして、87戸を管理してございます。

それで、滞納につきましては、裁判事例になったものが1件ございますし、その方とも一応対面してお話はしているのですけれども、なかなか進んでいかないというのが現実でございます。

それからあと、過去にといいますか、もう居所不明で今探している状態なのですけれども、今いないという方が1件ということで、まず2件ほど滞納しているという状況で、ほかは全て住宅料は歳入として見ているということです。滞納は2件のみということでございます。

あと、公園につきましては3か所ございまして、それぞれ点検をしております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上、建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の上下水道課の審査に移るために、11時まで休憩をいたします。

午前10時48分 休 憩

午前11時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。最初に、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 改めまして、おはようございます。本日、どうぞよろしく申し上げます。上下水道課です。

本日は、私のほかに、主に水道の設備の維持、工事関係を担当しております小松智仁、それから公共下水道、農集排、合併浄化槽を担当しております藤原啓、それから徴収事務担当の高橋

雅仁も同席しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算の内容についてご説明します。

令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億322万6,000円となり、前年度比526万1,000円の減、1.3%の減となっております。減額の主な要因としては一般管理費などの減が上げられますが、ほぼ前年度並みの予算規模、内容となっております。

それでは、予算書に沿って歳出を中心に内容のご説明をします。予算書の9ページ、10ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費については、職員2名の人件費、メーター検針業務負担金、上下水道料金システム使用料等負担金、消費税及び地方消費税など、一般管理事務費として2,066万5,000円を計上しております。

続いて、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。1款2項1目公共下水道施設管理費については、湯田、沢内、2か所の浄化センター、マンホールポンプ、管路などの維持管理にかかる経費として、浄化センター維持管理業務委託料等各種業務委託料、光熱水費、修繕料など8,432万1,000円を計上しております。

続いて、予算書の11ページ、12ページを御覧ください。2目合併処理浄化槽管理費については、市町村設置型合併処理浄化槽の維持管理にかかる経費として、浄化槽維持管理業務委託料、汚泥汲取手数料など1,138万5,000円を計上しております。

なお、下水道事業基金積立金は、下水道事業債償還基金県補助金として交付される額を基金に積み立てるものです。

続いて、予算書の12ページを御覧ください。1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費については、本年度7人槽10基の合併処理浄化槽を設置するもので、2,338万7,000円を計上しております。

なお、予算説明書の78ページに浄化槽市町村整備推進事業の概要を記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、2款1項公債費については、施設整備等に伴い借入れしました地方債の元利償還金及び一時借入金利子として2億6,246万8,000円を計上しています。

以上、歳出を中心に内容の説明をいたしました。ご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 全体的なことでは質問するわけですが、去年と同じような予算措置だということでありましたけれども、人口からいくとかなり人口が減っているわけで、水道料金、そして下水道料金においては、その分は変わっていかないのかということでもあります。かなり水道料的にも今後大変な状況になると思いますが、例えば1軒のうちで契約している分で亡くなる方が増えた場合に、水道料金に変わりはないのか、下水道料金は変わっていかないのか、その辺をお伺いします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

下水道料金の基本的な考え方というのは、水道料金とイコールというか、使った分が全部下水道等に流れますよということで、使った水道の量と下水道で使用した水量というのは同じですよということです。基本的には世帯人員に関係なく賦課されるということになります。

それから、料金の全体的なことに関してですが、基本的には下水道施設に関して言いますと、当方の下水道施設は平成15年に供用を開始しております。県内でも比較的新しい下水道施設ですが、今後管路の補修なり当然

出てくるかと思っておりますので、料金については将来的には改定していく必要があるとは思いますが、今すぐという話ではないというふうには思っております。

それから、重ねて水道料金のこともお尋ねがありましたので、それについてもお話ししますが、水道料金については、料金改定については喫緊の課題だなということで、課ではそういう認識でいるところです。

以上です。

(何事かの声)

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 すみません、答弁漏れがありましたので、お答えしますが、基本的には先ほどお話ししたように、世帯人員によって、人数によって使用料が賦課されているわけではなくて、その家庭でどれくらいの水を使ったかということで水道料金なり下水道料金なり賦課されていますので、極端に言うと1人でいても10人でいても、それは使った分だけご請求をさせていただいているというふうな状況です。

委員長 刈田敏君。

1番 分かりました。人数が減っても増えても変わらないということですね。

それでは、例えば合併槽だと撤去とかになる家庭も出てくると思うのです、水道も下水道も公共も。そういう場合には、どのような手続を踏んでそういうのを整理しているか、その流れをちょっとお聞きしておきます。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 合併浄化槽あるいは公共下水道の廃止の手続というか、それについてお答えします。

基本的には合併処理浄化槽というのは、各家庭に個別についているものですので、上下水道課のほうに廃止の申請をしていただいて、撤去については各所有者というか、使用者のほうでやっていただくということになりますし、それから公共下水道については、同様に廃止申請を

上下水道課のほうにさせていただいて、それで撤去してもらおうというふうな手続になります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 これまでは撤去のほうですけれども、やはりある程度の目標数字を掲げて、今上下水道課のほうでも推進していくというようなことも仕事のうちに入っていると思うのですけれども、全体的に見て、今後やはり逆にますます減っていく分と、まだ設置していないところというのは、なかなかこれまで来たのですから、新たにというのは難しいと思うのですけれども、その辺どのように見えていますか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 接続率の向上ということについてだと思いますけれども、農集排、公共下水道、それから合併処理浄化槽についてもまだまだ接続率の向上は見込めるというふうに当方では考えておまして、というのはやっぱり今までそういった未接続者に対する働きかけがちょっと希薄といいますか、そういった面があったのは否めないのかなと思いますので、令和元年度につきましては、未接続者の方に対して啓蒙チラシを送付するようなこともしておりますし、令和2年度からは未接続者への臨戸訪問ということも含めて考えています。

ただ、刈田委員のおっしゃられるとおり、高齢者世帯になるほど設置しないというふうな傾向がやっぱりありますので、その辺については基本的には家庭で使った水をきれいな状態にして戻すのだよというふうな理解を得ながら推進していくしかないというふうに考えております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 下水道の部分で、今後ちょっとということがあったのですけれども、具体的にはどのようなことを想定しておられるのかお伺いいたします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 公共下水道についても、基本的には処理区域内であれば接続するというふうなことになっているわけですがけれども、まだされていない方がいらっしゃると思いますので、要はこちらの勧誘を今まで以上により一層進めるというふうなことしかないのかなというふうには考えておりますけれども、それと今までもなぜ下水道が必要なかというような理解は大分町民の方には進んでいると思いますけれども、公衆衛生の観点からも、やはり公共下水道があつてよかったというふうなご意見等も頂戴しておりますので、その辺も生かしながら今後進めていきたいというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1 番 いずれやっぴりかなり負担増になる可能性というのがあるわけで、その辺は手を打つ分はきちっとやりながら、幾らでも負担がかからないような形のを何とかやっていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 ご意見ありがとうございます。刈田委員の意見も参考にしながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2 番 貝沢の簡易水道の件ですけれども、以前水が濁るということで、いろいろ……

委員長 北村さん、次回になりますので。

2 番 そうか、ごめんなさい。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第29号 令和2年度西和賀町下水道事業特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第30号 令和2年度西和賀町農

業集落排水事業特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明します。

令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,271万1,000円となり、前年度比47万2,000円の減、0.9%減の予算規模となっており、減額の主な要因としては、施設管理費の修繕料等が挙げられますが、公共下水と同様にほぼ前年度並みの予算規模、内容となっております。

それでは、予算書に従って歳出を中心に内容のご説明をします。予算書の7ページを御覧ください。1款1項1目一般管理費については、メーター検針業務負担金、上下水道料金システム使用料等負担金など13万6,000円を計上しております。

2項1目施設管理費については、北川舟浄化センター、マンホールポンプや管路などの維持管理にかかる経費として、光熱水費、修繕料、施設維持管理業務委託料等各種業務委託料など946万7,000円を計上しております。

続いて、予算書の8ページを御覧ください。2款1項公債費については、施設整備に伴い借入れした地方債の元利償還金及び一時借入金利子として4,260万8,000円を計上しております。

以上、歳出を中心に内容の説明をいたしましたが、ご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 現在の加入率はどれぐらいになっているのか、それから世帯で言えば未加入の世帯はど

れぐらいあるのかをお願いします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

農業集落排水設備に関しては、処理区域としては貝沢、若畑地区ということになりますけれども、平成31年3月31日現在の数字になりますけれども、処理区域内の人口が398人、世帯数で申し上げますと143戸で、このうち処理している人口が293人、世帯数としては95戸、普及率としては、先ほどの処理区域内の人口と処理人口を割るような形で計算するわけですが、普及率としては7.08%……

(何事かの声)

上下水道課長 大変申し訳ありません。水洗化率ですけれども、73.6%ということになっていま

す。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 世帯ではなく人口で率はあれするのではしたか。今おっしゃったからそういうことですよ。私、世帯で考えていたのですが、どこでもそうなのだけれども、高齢化してまだ未加入のご家庭というのは、いろいろな事情があってというようなことかなと思って、その辺を調査されていたらお願いしたいです。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、基本的には令和2年度、来年度から臨戸訪問をして啓蒙活動を行っていくということにしております。よって、委員のおっしゃるような今までどういった理由でというのは、こちらでは把握していないところがありますけれども、何軒かに聞いたところによると、やっぱり高齢者だから、要は跡取りもいないので、設備を更新してもちよっとなというような方だとか、あるいはやっぱり独り暮らしの方も多くなっていますし、そういった事情が多いのかなというふうな認識ではいるところでは

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、そういうご家庭というのは従来どおりのくみ取り式のトイレを使って、調査されれば分かるけれども、またくみ取りにしても内装というか、便器はいろいろあるかと思いますが、くみ取りも結構料金がかかったりして大変だというふうなこともあると思いますが、そういったいろいろな状況が訪問されることによって分かってくるとは思います、訪問するときにやはりこの視点というふうなことで、あらかじめ考えていかれるのかなと思いますが、どうでしょうか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 公共下水道あるいは農業集落排水設備、それから合併浄化槽もそうですけれども、基本的には環境保全、それから公衆衛生ということで、要は家庭から排出される水については、きれいにして川に流してあげましょうという基本的な考え方がありますので、そういったところを中心に説明をしながらということになりますし、それから先ほど委員おっしゃられるように便器というか、高齢になるほど和式より洋式のほうが楽だというのはやっぱり実感としてありますので、その辺も説明しながら訪問していきたいなというふうには考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上、議案第30号 令和2年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算の審査をひとまず終えたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、上下水道課が所管する議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の審査を

行います。審査を行う前に、上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の概要についてご説明いたします。

予算の大要につきましては、議案上程の際に提案理由として申し上げておりますので、本委員会では3条予算の収益的収支と4条予算の資本的収支の内容について、予算明細書によりご説明したいと思います。

予算書の17ページを御覧ください。収益的収入及び支出のうち、支出から申し上げます。収益的支出の水道事業費用について説明いたします。1款1項1目原水及び浄水費は、原水の取り入れや原水のろ過滅菌に係る設備の維持管理費等に要する経費となります。令和2年度では、会計年度任用職員として2人の施設維持作業員を雇用するほか、法定福利費及び施設電気料、電話回線使用料、水質検査手数料、各種保守業務委託料など6,334万1,000円を計上しております。

続いて、18ページを御覧ください。2目配水及び給水費は、配水に係る設備や給水装置に付随する装置の維持管理費等に要する経費ですが、メーター交換業務委託料、配水管等の修繕費、材料費など929万4,000円を計上しております。

続いて、19ページを御覧ください。3目総係費は、水道事業の全般に関連する経費となります。企業職員として3人、徴収事務に従事する会計年度任用職員1人の給料、手当、報酬等で4,181万3,000円を計上しております。

続いて、21ページを御覧ください。4目減価償却費は、建物等の有形固定資産やソフトウェア等の無形固定資産の減価償却費に要する経費で、2億7,048万8,000円を計上しております。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、建設改良事業に充当した企業債利息など2,761万3,000円を計上しております。3項1目予備費

では、予備費として50万円を計上しております。

予算書の16ページをお開き願いたいと思います。次に、水道事業収益について説明いたします。1款1項営業収益については、1目給水収益として水道料金1億2,216万4,000円、2目その他の営業収益として水道加入金など8万6,000円を計上しております。

2項営業外収益については、1目受取利息及び配当金については、預金利息として1,000円を計上しております。2目他会計補助金については、一般会計補助金として1,378万1,000円、消火栓の維持管理に要する経費として125万6,000円の総額1,503万7,000円を計上しております。3目長期前受金戻入については、国庫補助金等を充当して取得した資産の補助金相当額部分の当該年度の減価償却分を収益として計上するもので、5,672万2,000円を計上しております。

4目雑収益については、メーター検針業務負担金、上下水道料金システム使用料等負担金、下水道会計等に係る金融機関取扱手数料、消費税及び地方消費税還付金で、477万8,000円を計上しております。

総じまして、水道事業収益については、総額で1億9,878万8,000円を予定しており、水道事業の総額である4億1,304万9,000円との差引き差額となる2億1,426万1,000円については、費用超過を見込んだ予算となりますが、先ほど申し上げました減価償却費2億7,048万8,000円については、現金支出を伴いませんので、事業に必要な資金が不足するという事にはなりません。

次に、予算書の23ページをお開きください。資本的収入および支出についてですが、支出からご説明します。1款1項建設改良費については、1目水道施設改良費として、中部第1浄水場の浄水制御盤P L Cが老朽化しております、その修繕として275万円を計上しております。この制御盤P L Cとは、プログラマブルロジッ

クコントローラーの略称であり、要はどういうことをするかということ、スイッチやセンサーからの信号を受け取って、事前に設定したプログラムに従って機器類を動作させるというもので、いわば指令所のような役割を果たしている機器になります。

2目配水管布設替事業費については、委託料として建設課のほうで行っております橋梁点検の結果、細内川橋の改修工事が施工されることになっておりますが、細内川橋には水道管が添架されており、改修工事に並行して添架管を布設替える必要があります。そのための布設実施設計業務委託料として363万円を計上しております。

工事請負費については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替工事、若畑工区になりますけれども、こちらが2,956万8,000円、それから先ほど申し上げました細内川橋橋梁改修に伴う添架管布設替工事として2,076万8,000円、泉沢地区の配水管布設替工事として2,013万円を計上しており、総額で7,409万6,000円を計上しております。

なお、予算説明書78ページに主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替事業の概要を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

2項企業債償還金については、企業債償還金として2億2,937万4,000円を計上しており、水道事業資本的支出の総額を3億622万円としております。

続いて、22ページを御覧いただきたいと思っております。水道事業の資本的収入についてご説明をいたします。1款1項1目企業債については、主要地方道盛岡横手線道路改良に伴う配水管布設替事業と泉沢地区配水管布設替事業として4,960万円、2項1目他会計出資金については、一般会計からの出資金として2億3,394万3,000円、3項1目工事負担金については、細内川橋橋梁改修に伴う添架管布設の際の物件移

転補償費として2,267万7,000円を計上し、水道事業資本的収入の総額は支出と同額の3億622万円としております。

ただいまご説明しました収入及び支出の明細のほかに給与費の明細については、7ページに記載しておりますし、財務資料としてキャッシュフロー計算書、貸借対照表、損益計算書も併せて掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で令和2年度西和賀町水道事業会計の3条予算の収益的収支と4条予算の資本的収支の内容について説明を終わりますので、ご審議くださいませようよろしくお願いします。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 23ページの資本的収入及び支出の部分の支出の工事請負費のところ質問させていただきたいのですが、細内川の添架管布設替工事あるいは泉沢地区の配水管布設替工事の詳細、延長あるいは関係等が分かればお知らせを頂きたいと思っておりますし、泉沢地区の配水管布設替工事については、老朽管の更新工事ということでよろしいのか、その辺についてもお願いしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 ただいまご質問ありました件ですが、細内川橋橋梁改修に伴う添架管布設替工事ですけれども、配水管の布設の延長が20メートルになります。添架管そのものについては20メートルということなわけですけれども、要は橋梁改修工事をしているときに仮設配管とか必要になりますので、その経費等も見込んだものというふうになっております。

それから、泉沢地区の老朽管修繕については、委員おっしゃるとおり、管が老朽化して漏水があつて、それを修繕するものということなので

すけれども、場所については森林組合さんのところの県道の坂というか、その部分を改修するものですけれども、延長としては300メートルで、150ミリの管を入れるということで予定した金額になります。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 以前、貝沢水道の水が濁るということで、ポンプ装置の周り、多分雨が降ったときに実際に使っている各農家というか、地域に濁りが出たのですけれども、その後補修工事をされてから庁内というか、調査においてすぐ分かるように設置をされているわけですけれども、その後の状況はどうなっているか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 貝沢の皆さんには、水道水が濁ったりしたことで大変ご迷惑をおかけしてきた経緯があります。

北村委員おっしゃるとおり、当方でその原因を追求して、水が濁らないような対策、あるいは水が濁ったとしてもすぐ対応できるような体制づくりということで、いろいろ事業展開してきたところですが、貝沢の水源で何か異常があればテレメーターというふうなことで、例えば水が濁っていますよというような情報が即座に役場あるいは担当者に来るような方式となっております。幸いにも機器類の設置、あるいは敷地内のコンクリート舗装をした後には、そのような異常な警告は一切ありませんので、きれいな水が貝沢の皆さんに供給されているという認識でおります。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、実際の水の質にも異常はないということで確認されているわけですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 そのとおりでございます。

ただ、テレメーターの数値だけで確認しているわけではなくて、水道法という法律ののつ

って、水質検査をしないよというふうな規定があります。その水質検査も毎月行っているわけですけども、それでも異常値は検出されないということでもありますので、委員のおっしゃるような理解でよろしいかと思えます。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 ご説明があった17ページの水道作業員2名の報酬が計上されていますが、水道作業員という方は資格が必要なのか、どのような作業をするのか、勤務状態というのはどんなふうな勤務状態なのかをお願いします。

それと、メーター検査の方というのは町内で何人いらっしゃるかをお願いします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、会計年度任用職員について申し上げます。

令和2年度からは会計年度任用職員となるわけですけども、現在のところは嘱託職員というふうに呼んでいる方たちが上下水道課に2名おります。作業的にはどんなことをしているかということですけども、職員と同様に8時半に出勤をして、17時まで勤務をしていただいています。町内に上水道の設備があるわけですけども、それらの施設の巡回、例えば草刈りだとかも含んで、それから薬品の充当だとか、そういったことをしてもらっております。引き続き同様の内容で令和2年度は会計年度任用職員として2名を雇用したいというような、そういった意味になります。

それから、検針員の関係ですけども、現在町内で大体2,500件程度のメーターを検針しています。要は、2,500世帯くらいの方に水道を使っているというふうなことになるわけですけども、全町を4つに区分して、4人の方、個人になりますけれども、その方をお願いします。ちなみに、委託期間については5月から11月までということ考えておりました。冬期間については積雪のため検針業

務が基本的に行えませんので、その期間は推定料金ということで皆さんにご請求をさせていただいて、検針が始まったときに精算をさせていただくというような方法でやっております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そうしますと、任期というのかな、1年更新、毎年というような感じになるのでしょうか、メーターのほうの方も、どういう採用ですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 現在4人の方にメーター検針業務をお願いしておりますけれども、基本的には単年度の契約ということでしておりますし、来年度、令和2年度の部分については、実は公募を既に終了しております。書類選考などを行って、令和2年度からの4人については採用を決めているところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第33号 令和2年度西和賀町水道事業会計予算の審査をひとまず終わり、上下水道課が所管する各会計の審査を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで昼食のため1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 休 憩

午後1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、健康福祉課の審査を行います。関係する保険税等の関連で、税務課の審査も一緒に行います。

健康福祉課の審査は、議案第25号 令和2年度西和賀町一般会計予算のほか、議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予

算、議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算の3特別会計も対象となります。

それでは初めに、健康福祉課が所管する一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費について、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 こんにちは。よろしく申し上げます。

令和2年度健康福祉課所管の予算審査に当たり、説明補助員として廣田保健師長兼健康づくり推進監、佐藤課長代理、深澤課長代理を同席し、審査説明に加わりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから健康福祉課の所管する一般会計当初予算の概要について申し上げます。

一般会計では、2款財産管理費、3款民生費、4款衛生費で、国保、後期高齢者医療、介護保険、病院事業の4特別会計を合わせた繰出金6億2,758万円を含め、合計で13億2,580万2,000円と、前年度に比較し4,953万1,000円増となっております。ほかに特別会計として、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険と3特別会計の合計19億7,024万4,000円を合わせて、32億9,604万6,000円の予算規模となっております。

それでは、一般会計、2款ですけれども、財産管理費として、福祉対策基金積立金4万9,000円は利息として見込むものです。

以上が2款の説明となります。

次に、3款民生費です。

(何事かの声)

健康福祉課長 失礼いたしました。2款、41ページになります。財産管理費として福祉対策基金積立金4万9,000円は、利息として見込むものです。

2款は以上です。

3款になります。予算書59ページからとなります。社会福祉総務費、高齢者福祉費、障害者福祉費、児童福祉総務費、児童手当費、母子福祉費、生活保護総務費により構成され、9億893万5,000円となります。

社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰り出しが前年比211万5,000円多い5,502万4,000円、介護保険特別会計への繰出金が前年比4,059万6,000円多い2億3,524万4,000円となっております。

次に、高齢者福祉費になります。62ページから高齢者福祉費ですけれども、巣郷老人憩の家の管理費で前年比40万6,000円の増額ですが、これは駐車場の修繕などが主な要因です。

それから、老人保護措置委託事業ですけれども、前年比127万7,000円の増額は、措置入所者の増員に対応しようとするものです。

64ページです。老人配食サービス事業費89万3,000円の減額になりますけれども、こちらは介護保険の配食サービス費を増額し、調整しております。

介護福祉政策事業、これは65ページになりますけれども、53万9,000円、これは介護人材の確保対策として県の補助金を活用して新たに取り組むもので、各学校での総合学習の時間などを利用し、介護の魅力について学齢期から理解を深めていただくための出前講座を実施するものです。

同じく老人クラブ活動事業です。これは、59万9,000円前年より増額となっておりますが、老人クラブ連合会冊子発行事業の助成が主なものです。

次に、同じく市民後見人養成事業のフォローアップ研修を規模縮小して実施することにより、昨年よりは減額となっております。

続いて、65ページの障害者福祉費ですけれども、66ページの重度心身障害者医療費給付事業は、前年度に比べて199万円増の1,723万7,000円ですが、前年度の給付実績から増額を見込むも

のです。

その下のところになりますが、障害者自立支援給付事業2億397万9,000円とするもので、これは国2分の1、県と町が4分の1ずつ負担し、サービス給付するものです。

71ページになります。上のほうの児童手当給付事業ですけれども、給付対象者数の減から前年度より201万減額の4,584万円となるものです。

以上が3款民生費の説明となります。

次に、4款になります。78ページを御覧ください。4款衛生費の総額は、4億1,681万8,000円です。79ページの保健衛生総務事務費、前年度に比べて525万1,000円増の875万9,000円は、12節の委託料の健康管理システム更新業務委託料261万8,000円、13節使用料及び賃借料の同システムクラウド利用料197万円、18節負担金、補助及び交付金の岩手中部地域医療情報ネットワーク協議会負担金として、前年度比68万円増の112万6,000円がその要因です。

80ページの下です。妊婦乳幼児医療機関健康診査事業、前年度比で47万6,000円減額となつて221万5,000円ですけれども、これは母子健康手帳交付見込み件数を前年の20件から15件としたことによるものです。

あと、81ページになります。下のほうです。さわうち病院事業ですけれども、こちらは前年に比べて92万1,000円の増となっております。

82ページの予防費ですけれども、予防接種事業、前年度比で163万6,000円増となっております。749万7,000円ですけれども、令和2年度から追加となりましたロタウイルス予防接種業務委託料の17万1,000円、風しん抗体検査業務委託料の64万3,000円、風しん予防接種業務委託料の79万2,000円が主な要因です。

83ページのがん検診等委託事業ですけれども、前年に比べまして36万4,000円増の730万5,000円ですけれども、こちらは乳がん検診の検診料金の値上がりによるものが主な要因です。

その下の予防接種費用助成事業は、前年度に

比べて12万円増の49万円ですけれども、こちらは高齢者肺炎球菌ワクチン接種者を接種実績から多く見込んだものによるものです。

84ページの健康づくり推進費です。健康づくり推進事務費は、前年度に比べて20万1,000円増の23万8,000円とするものですが、こちらは栄養指導材料等を健康づくり事業から支出することによるものです。

85ページの日人間ドック事業ですけれども、前年度に比べて182万4,000円減の1,010万2,000円は、受検者数の減を見込んだものです。

健康づくり事業ですけれども、前年度に比べて40万9,000円増の330万円ですけれども、こちらは保健委員活動傷害保険の18万5,000円、ウォーキングマップ作成業務委託料9万9,000円、ご当地体操音源の告知端末放送使用料11万3,000円が主なものです。

以上が4款衛生費の主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、4款衛生費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 2点ほどお伺いしたいというふうに思いますが、まず第1点が予算説明書32ページの上段の相談支援事業ということで250万、前年と同じ金額という計上のようにありますが、活動指標が1,000件の相談ということではありますが、これはちょっと確認になりますが、1,000件の相談件数に対する委託料が250万ということなのか、例えばこの事業内容を見ると相談支援ということで、相談ということもありますが、手助けとか支援をするということも書かれておりますが、この委託料の積算根拠とか、どういう考え方なのかということについてご説明を頂ければと思います。

もう一点については、説明書の45ページ、保健センター（仮）建設事業ということで、今回

8万4,000円、昨年同様の予算計上ということですが、内部協議を継続して行うということですが、現在内部協議がどこまで進んで、そして令和2年度においては内部協議をどこまで進めたいのかということの具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 では、最初に相談支援事業について説明申し上げます。

これは、一式という形で250万円となっており、すけれども、ワークステーションに勤務している相談員の方の人件費という形になります。30年度の主な相談の支援の実績は、家庭訪問、来所相談、同行支援、電話相談、電子メール、個別支援会議、関係機関との連絡調整、そのほかで利用されている方々の支援だけではなくて、施設以外の町内の障害者の方に対しての様々な相談に応じる職員の人件費です。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 保健センターですけれども、今年度は基本構想を策定したいということで進めておまして、今その最中といいますか、構想の策定に取り組んでいるところです。

来年度につきましては、基本構想を基に協議、検討を加える年にしたいと、そして3年度に基本設計を予定して、4年度には実施設計というふうな、今のところはそういう見込みです。

今回の2年度の予算につきましては、来年度の検討をするに当たってアドバイザーの方をお願いして、いろいろと検討したいということでの今回の予算のお願いです。

委員長 淀川豊君。

10番 相談支援事業については理解をしました。

保健センターの建設事業であります、基本構想等を決めていきたいのだということで、令和3年には基本設計ということのご答弁を頂きましたが、現在ほかの事業でもやはりそういう重要なものについては、町民の意見等そういう議論が必要ではないかということが今回の定例

会でも言われておりますが、そもそも前回保健センターの質問をした折には、課長から第2次総合計画に掲載されている事業だから、今回保健センターの建設に向けた準備をしているのだという答弁を頂きました。一般質問等の議論でも、町長からもないものはないであるとか、あるいはあるものの有効活用ということでお話をされておりますが、そういった考え方からは反するような新しい施設を建てるということであるというふうに思いますが、少し全町的に、そもそも建設に当たってどうするかということの議論はされなくて、既に基本設計まで行政の判断を進めていくというお考えなのか、その辺についてお伺いいたします。

委員長 細井町長。

町長 この保健センターについては、病院と保健行政が一体となった構築をしていくということは数年前からここで議論していたところがございます。事業に向けて着々と準備があるようですので、今後具体的な建設等の提案についていろいろ意見を聞く機会を頂きながら、構想をつくり上げていければよろしいかなというふうに思っております。先生方、お医者さんからも聞いておまして、既存の施設あるいは病院の敷地内となった近所で一体とか、いろんな意見は聞いていますので、それらを基に住民に情報提供しながら意見交換をし、構想を詰めていかなければいけないのかなと思っております。

委員長 淀川豊君。

10番 この事業を進めるに当たって、第2次総合計画に掲載された事業だというご答弁を、さっきも言いましたが、頂いておりますが、これまでも総合計画にのった事業であるから全て実施をされてきたということではないというふうに思いますし、そのことを当局もよくお分かりだと思います。もちろんそういうものが病院の近くにあればいいのは理解をします。町民には財政が縮小して大変だ、大変だと言っているときに、やはりそういうことは建設ありきで進め

ていってもらえば、なかなか地域も混乱するのではないか、そういうふうになってしまうのではないかなというふうに思いますので、ぜひ総合計画にのっているから建設は当然するのだというように、そういう建設ありきでの計画の進め方はやめていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 細井町長。

町長 ただいまのご意見、重々承知の上でございますので、そういう考え方で進めてまいりたいと思います。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、予算説明書29ページの西和賀町シルバー人材センター運営事業についてお伺いいたします。

本年度の予算が427万5,000円、前年度が470万、平成30年の決算でも480万と毎年のように予算決算になっているのですけれども、なかなか町民の方から聞くと、活動実態というものがどのようになっているかというようなお話がよく聞かれますので、課のほうではどのように把握して、また今年度も予算、運営補助ということのようすけれども、こういう方向に決定したのかお伺いいたします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 シルバー人材センターですけれども、こちらは目的にもありますけれども、要するに高齢になって退職になった方々がそういうふうな作業をすることで、社会貢献ですとか生きがいとか、そういうふうなことでやっていただくということと、あとは今人材不足になっているということで、そういうところにやっていただくということでやっておる事業ですけれども、こちらの事業につきましては、作業内容といいますか、旅館の配膳とか下膳、掃除、あとは草刈り作業ですとか、今年は少なかったのですが、除雪とか、あとは町のほうからお願いした空き家の見回りとか観光看板の修繕とか、そういうようなことをやっております。小さな仕

事といいますか、かゆいところに手が届くというか、そういうところの作業をやっていただくというようなことでは、非常に有効ではないかということでやられております。

ここには人件費1人分の予算と、あとはセンターの部屋を借りる賃料とか、あとは車の保険代ですとか法定福利費等を含めた額、そういうようなもの、あとは様々な光熱費とか合わせて427万5,000円というふうな金額になっております。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 では、課長の説明に補足いたします。

シルバー人材センターのそもそもの狙いは、労働力の不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働いて、地域のために貢献していただくこと、そして自分の生きがいにもなることを目的に設置しています。今課長が説明申し上げたように、この予算の中には主に事務所の維持費、それから職員1人分の人件費、これがやっぱり大きなものです。

そして、今年度会員数は37名です。37名でもほかに仕事を持っている方もおられます。そして、実際に今年度働いていただいた方は19名、そのうち女性が7名です。主な仕事の作業内容は、雪囲い、それから今年は雪踏みというものがありませんでした。それから、旅館の客室のお掃除、町内の工場のお菓子の袋詰め、ワラビの出荷、イベントのときの臨時の保育所の保母、それから空き家パトロール、介護支援、下草刈り、間伐、それから事務補助というのが今年度受けた作業の内容となっています。

私からの説明は以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 趣旨については理解しましたし、大変いいことだと思うのですけれども、ある程度これからの社会には必要なことだと思います。うまく高齢者が生きがいを持って仕事をして、運営

団体としてある程度循環していくというか、そういう方向に持って行って、自立していく団体になっていくような方向に指導をしていくということなのでしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 まだできたばかりなので、自前でやるというのはなかなか難しいと思いますので、そこはやっぱりある程度手当は必要だと思いますが、将来にわたって今と同じということは難しいのではないかと思いますけれども、いずれセンターさんにはやっぱりできるだけ収益を上げる努力をしていただいて、自立できるような方向で行っていただくようにこちらからもお願いしたいというふうに思っています。

委員長 高橋輝彦君。

6番 予算説明書の30ページ上段です。老人クラブ活動支援事業であります。老人クラブ補助金、30クラブで総額が前年度より多分10万円ほど上がっているのかなと思うのですが、これは単価が上がったものなのかどうか。

それから、冊子発行事業であります。これは前年度なかったような気がするのですが、発行するきっかけといいますか、そういうものがあつたものか、その意味合いをお聞きします。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 補助金については、単価とかによるものの若干の変動はあると思います。

あと、50万の連合会冊子発行事業補助金ですけども、こちらにつきましては老人クラブ連合会さんのほうからこういう事業をやりたいというようなことが上がってまいりました。西和賀町内で活躍している方々を単位老人クラブで掘り起こして、1冊にまとめて後世に残したいというふうなことから、偉人の皆さんをまとめたといいますか、そういうふうな冊子を作りたいという要望がありまして、町のほうではそういうような冊子の作成に当たる補助金として、今回この額を予算化したものです。

委員長 高橋輝彦君。

6番 単価の変動があつたものということではありますが、このご時世で単価を上げていく、その理由。

それから、偉人の掘り起こしということですが、偉人とはどういう種類のものなのか、過去を掘り下げてということなのか、もうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思えます。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 単価の変更については、ちょっと時間を頂いて、こちらのほうで調べさせていただきます。

偉人の関係ですけれども、どういうふうな偉人というのは、町ではそこまではちょっとタッチしていません。あくまでも作成する連合会さんのほうでの判断になると思いますけれども、いずれ郷土で活躍した人、あるいは活躍している人を掘り起こして、そういうものをまとめて後世に遺産の一つとして残していきたいというふうな思いから作るということでした。

委員長 高橋輝彦君。

6番 偉人を掘り出すということは、まず大変すばらしいことではあるのだろうと思いますが、これだけのお金をかけて老人クラブがやらなければならないものなのか、重要なものかと思うのですが、そこにまず話があつたからそのまま予算づけということで大丈夫といいますか、失礼なお話なのですが、健康福祉課では何ら関与しないのですか、その内容には。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 偉人とか、そういうような方を掘り起こすのは、町としても貴重な資料になると思いますので、こちらとしても冊子を作ることは特に異論はありませんし、そういうものを作って、それを今後の町のいろんなPRとか、そういうようなものにも使えると思いますので、それは意義あることだと思いますので、町とすれば作成する際にいろんな助言というか、求められた場合には対応するというので、例えば

どこまでのレベル以上の人をと、そこには町はタッチできませんけれども、それ以外のいろんなことで町として相談を受けた場合には対応していきたいと思います。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今助言を求められた場合のみ助言していくのだというふうなお話だと思うのですが、これに関してはある程度課のほうでも意思を持って、課のほうからも働きかけていく必要があるのではないかなと。せっかくいいものを作るわけですから、そういう方針を持ってやっていくべきものではないでしょうか。

委員長 高橋副町長。

副町長 補足で、うちの町には深沢晟雄さんとか藤原長作さんとか京都大学の法哲学の加藤先生とか、町出身でいろいろ活躍されている方が多々いらっしゃるのですけれども、今の若い人たちには、そういった人がこの町から出ていったということがなかなか知られていないということで、高齢者の方々が、誰がというのはお任せしているのですけれども、どういう基準でどういう分野でということも皆さんでご議論いただいて、うちの町には出身者でこういったことで活躍している、大学の先生もたくさんいらっしゃるようですし、どこまでどういうふうにするかという相談を受ければこちらもいろいろ一緒に考えたいと思いますけれども、今高齢者の方々がいるうちにそういった情報をきちっとまとめておきたいという、そういったお話がありましたので、町としても、さっき課長がお話ししたとおり、いい取組だなということで、既にいろいろ協議しているようではございますけれども、来年度冊子という形でまとめたいということでしたので、町としてもそこは応援したいということで今回予算措置をしたというものでございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 そうしますと、老人クラブの方々の記憶だけを基に作成するというように聞こえましたが、やはりある程度年代史とか、そうい

うものを参考にしっかりしたものを、どうせ作られるのであれば、課のほうでイニシアチブというか、そういうものも取りながら進めたほうがいいものができるのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 2年度の事業を進める中で相談があると思いますので、その際にはこちらのほうで、こうしたほうがいいのではないですかと言ったほうがいいということがあれば、こちらのほうでも機会を捉えてお話ししたいと思います。

委員長 深澤重勝君。

7番 先ほどの質問に引き続き聞けばよかったのですが、ちょっと考え事があったので、すみませんけれども、保健センターについてお伺いします。

先ほどもありましたが、今までの大方の考え方の中で、ある施設を有効活用するというのをいろんな面で言われておりますが、今ある保健センター、あれは何年築で、いわゆる保健センターとしてそれぞれ設立するときは、それ相応の目的があったと思うのです。その目的に沿って何年ぐらい活用して、一時役場の観光課が入り、今度またというようなことがあるのですが、それは現在あったものの、一応今までの在り方の検証をしてみて、それでもなお新しいものが必要かどうかということを少し詳しく教えてほしいのですけれども。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今の川尻にある保健センターは、昭和55年に建設したものです。今度の新しいセンターを考えるに当たっての今ある施設の検証について、来年1年間といいますか、先ほど申し上げました検討する中で検証といいますか、来年は今ある施設の検証も含めて、構想は構想として両方検討していきたいというふうに思います。

委員長 深澤重勝君。

7番 とすれば、これからの建設のための検討

委員会で今までの部分も検証して、それらを含めた上でやるということの答弁ですか、今のは。

聞き方が悪くて分からないのかどうか知りませんが、一応今まであのおり保健センターは立派な建物があったわけで、今までの利用実態をどういうふうに検証してああいう状態になったかということを教えてほしいということ。そして、それらの下に新しいものをどういう形でやるか、今までの保健センターがなぜひ十分に活かされてこなかったかというあたりを検証しながら新しいものに取り組む必要があるのではないかなということの趣旨で、関連で聞いておるところです。

委員長 細井町長。

町長 ただいま委員さんから質問があった件でございます。

行政といたしまして、住民の健康づくりのために病院と、それから保健医療行政が一体となった形で進めたほうがいいという下に、そういう構想を持って今進めているところです。具体的な内容については、これからの審議となりますので、施設の在り方も含めて、当然その中には今まで使ってきたセンターの役割と課題とかの検証をされて進むことになっていくというふうに思いますので、今までの歴史を検証しながら、これからの必要なものを行政と病院と一体となってやるのにどういう形がいいのかということを協議して進めていくことになると思います。

委員長 ちょっと待ってください。深澤委員さんから利用状況ということもあって、最終の総括までにできますか。

(何事かの声)

委員長 今までの保健センターの利用状況は、総括質疑に説明をするということで保留にしたいと思います。よろしいですか。

(はいの声)

委員長 では、高橋和子君。

4番 説明書のほうなのですが、25ページに福

祉有償運送事業ということで、前年度の区分も書いてありますが、これは協議会の開催が1回ということで、何がどの程度決められていくのか、少し具体的に内容と、高齢者の足の確保と関連があるのかどうかということも含めてお願いします。

それから、いっぱいあるのですが、取りあえずもう一つ、31ページ上段に結核療養者及び精神障害者の医療費助成事業というのがありますが、これは結核の方々というのは減ってきてはいるのではないかなと思いますが、活動指標のところでもとめて60人と書いてありますが、その辺ちょっと分けて教えていただきたいなと思います。このことについて少し問題提起ということもありますが、そういった点でどういう課題があるのか含めてお願いします。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 では最初に、福祉有償運送事業についてご説明申し上げます。

この事業は、自家用自動車を利用して身体障害者や要介護者の移送を行う自家用有償旅客運送の一つです。現在では、道路運送法の第78条の第2項にも該当しますが、国土交通省のガイドラインによると交通空白輸送、市町村の福祉輸送などの市町村が運営する福祉有償運送、そして過疎地の有償運送の種別がありますけれども、まだ自家用自動車を利用してこの事業を行うという段階には至っていませんので、このような事業を立ち上げるときに検討するための委員会として、この会議のための委員の謝金として予算を置いていますけれども、もし福祉の有償運送の運営協議委員会を開く場合は、委員として西和賀町、県交通、町内の観光タクシー業者、それから町内の公共交通の空白地区、例えば長瀬野地区、東大野地区、左草地区などがあります。それから、スクールバスとして西和賀高校、そして東北運輸局の岩手運輸支局、それから県の公共交通の活性化の担当など、そ

れから社会福祉協議会、町の健康福祉課が委員となって進めていくことになっています。

以上です。

それから、さっきの結核、精神のご質問に対しては、現在結核の患者というものは町ではゼロ人です。それで、この医療費の名称が結核療養者及び精神障害者となっていますけれども、この名称は切り離せるものなのか、結核の患者がいなくてもこういうふうに結核という名称をつけなければならないのか、そここのところは今ここではちょっと分かりかねますので、お時間を頂きたいと思います。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 先のほうね、福祉有償運送のほうは、前年度も1回会議をやっているということですか。同じ予算なので多分そうかなと思いますが、1回やってどういう話合い、前進したものというのはありますか。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 前年度会議は開いていません。

委員長 高橋和子君。

4番 そうすると、今年は再出発してやる、とにかく何事も取り組んでみないと結果が出てこないということだから、それはそれでいいと思いますが、1回で不足であれば補正もあるからいいのかなとは思いますが、もう少し進める、目に見えて課題をしっかりと出しながら、この部分で進めるみたいなのがあればいいなと思いました。でも、これからでしょうから、その点についてはいいです。

次の結核のほうは、西和賀町はないけれども、逆に都会のほうでは出てきたりするので、国としては恐らくこの名称は変えないのだろうと思います。本当に不意にというか、思わぬところから、予防接種が十分されていないというような実態があるようなので、思わない流行が出てくるというのが結核、ないようである病気だと

というようなこともあります。

それで、西和賀町の場合は、精神障害のほうでウエートが大きいので、そちらを見ていかなければならないのですが、意外と高齢者になったり、長期の入院で医療費がかさむというふうなこともあったりしているのですが、実態はどのように捉えておられますか。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 精神障害者の医療費に関しては、受給者数が大体横ばい、ないしは減少ということで、平成26年は65人、27年69人、28年68人、29年63人、30年61人、元年61人ということで横ばいで、特に医療費のほうも目立って増えてきているということをごさいます。先ほども言いましたが、結核療養者の患者数はゼロで、自立支援医療受給者証をお持ちの方は55名、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が21名となっています。

以上です。

委員長 廣田保健師長兼健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 今の精神障害者の医療費の件について補足します。

精神障害者の方は、入退院を繰り返しやすい、それから入院すると長期入院になりやすいということが今委員さんからご指摘ありましたけれども、なるだけそうならないように、今町のほうでは精神疾患を専門とする訪問看護ステーションの方に北上からおいでいただきまして、週に1回訪問看護を受けていらっしゃる方が数名おります。その方たちがなるべく入院をしないように、在宅生活をなるべく続けられるようにというふうなことで支援に入らせていただいております。今まで入院の回数が多かった方がだんだん少なくなっているという方も見られておりますので、在宅支援のほうも少し充実してきているように思われます。そういった支援が入っております。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 ずっと入院して薬漬けみたいな、昔であればそういうことで医療費を非常に使って、医療財政を圧迫するというようなことがあったのですが、そうではないようですので、改善されてきているので、在宅の方々が増えて入院が減ってくるという方向であればいいと思います。

それで、引き続いて質問していいですか。

委員長 はい、どうぞ。

4番 その次に、34ページにコミュニケーション支援事業ということで、手話通訳の委託報酬費ということであります。こういうことは必要なことだと思いますが、昔は手話通訳の講習会なんかもやって、若い人たちが覚えてというようなこともあって、もし可能であれば高校生とか若い人たちのサークルみたいなのができて、そういった手話に通じてきて障害者への理解が深まるというふうなきっかけになればいいなと思います。こういう方々をお願いしながら、そういうことができないものかということをお伺いしておきたいです。

それともう一つは、37ページの下段で、ひとり親家庭の医療費の給付事業で、一番下のほうに配偶者のいない母30人とありますが、この場合は父という方々はいらっしゃらないのかお伺いします。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 34ページのコミュニケーション支援事業については、これは町で行っている講演会のときに要約筆記者に来ていただいて、そして講師の方やステージに登壇された方が話されたのを筆記して投影するという、その事業を行っています。そのための経費です。

ただ、手話に関しては、町では手話の研修とかの予算も置いていませんけれども、まだ手話を研修するというところには至っていませんので、福祉関係の団体に手話の研修については、どのようなものなのかちょっと打診してみたいと思います。実際に手話を必要としている方がどれだけいらっしゃるかもまだそこまで把握し

ていませんので、手話に関してはもうちょっと調べたいと思います。

それから、質問のもう一つの37ページのほうのひとり親家庭医療費給付事業に関しては、事業概要の説明の1行目にあるとおり、その父または母ということで、活動指標の配偶者のいない母、ここには父という文字も入りますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。もちろん手話のほうは、そういうことだと理解しております。

ただ、若い人に手話を覚えていただくということは、若い人は必ずしも100%町内にとどまるわけではありませんので、いろんなところへも行きます。そういった場合に身につけたものが大いに活用できるし、障害者に対する理解度も深まるのではないかなと思ひまして、ひとつご検討いただければと思います。

37ページはそのようなことで、父の存在というものは非常に重要なものでございまして、39ページに母子保健事業があります。私も男女共同参画とかいろいろ言っております、今はたど気がついたのですが、母子保健事業の中身というのは、妊娠、出産、新生児期から乳幼児を通じ、母子健康手帳交付とか新生児訪問とか、こういうことで育児相談とか妊産婦の相談、新生児と、このようにいろいろ書いてありますが、これらにつきまして男性の関わりがなくしては起きてこないわけです。妊娠だって男性がいないと妊娠できませんから、やはり男女ともにとりかかるとか、カップルとか、そういうような形で男性もしっかりこういった保健事業に取り組んでいけるような、そういった表現ができないものかなと思ってお尋ねするのですが、特に今の若い人たちは昔と違って育児にもいろいろ参加してきておりますし、イクメンとかという言葉も出ておまして、あまり抵抗がないかと思ひますので、この辺の名称を含め、男性参加

の事業に方向を変えていけるような様相はあるのかないのかお尋ねします。

委員長 廣田保健師長兼健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 今のご質問ですけれども、まずは母子保健ということで、これは昔から妊娠、出産、新生児からというふうなところで、子供が生まれるというふうなことを前提とした事業でやってきたわけです。今ご提案あったとおり、男性の存在というのももちろん大きいわけで、今国では子育て支援というふうな、そちらの枠組みが大きくなってきております。実際に子育て世代包括支援センターというものも町では取り組んでいかなければいけないわけですけれども、そちらには母子ということではなくて、子育てというふうなことから、やっぱり親子というふうな考え方が入ってきております。

この事業の名称につきましては、簡単に変えられるものではないですけれども、例えば親子保健事業とか、そういった分かりやすいものになればいいのかもしれませんが、まずはご提案があったということで、その辺は分かりやすいような取組ができればいいかなと思っております。

以上です。

委員長 若干お願いです。今予算審査なわけで、一般的になるような感じのご質問は控えていただきたいと、こう思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

北村嗣雄君。

2番 私も予算にもちょっと触れますが、28ページの老人配食サービス事業なのですけれども、これ今年で何年ぐらいになるかちょっと私も確認取れないのですけれども、独り暮らしに対しての栄養食の補助と、それから見守りにつなげる、65歳以上の独り暮らしの高齢者を対象として、下には施設を利用していない障害者ということにしているのですが、この対象者は町内に何人ぐらいいらっしゃるのか。

それから、町内には民生委員というか民生児童委員が37名か38名ぐらいいらっしゃるのですが、こういう方たちと、それから委託している、配食をしている方とか、そういうのとの関係で、例えば独り暮らしの毎日の生活の状況の連携を、どのように見守りを保っているのか、そして課でそれをどの程度把握して、個々の、何名ぐらいいらっしゃるか分かりませんが、もしお願いできたらその辺確認したいと思います。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 配食サービスに関しては、この予算を、今まで3款にあったものを介護保険会計の介護予防生活支援サービス事業のほうに移行したものですけれども、ここでは障害者の方の利用分として計上しています。

この事業は、合併前の旧湯田町から始まった事業で、合併後も引き続き行っています。対象者の方は、毎月変動があります。利用している方が入院されたり、亡くなられたり、デイサービスなどの各種サービスを使われていることもありまして毎月変わりますので、光寿会のほうも潤沢会のほうも利用者の方は大体毎月20人前後と、それで推移しています。

この配食サービスというのは、国のほうでガイドラインをつくっています。高齢者等に対する配食サービスにかかるガイドラインというもので、ただ配食ばかりではなくて見守りと安否支援を兼ねたサービスということになっています。もちろん町内の民生委員の方は、活動の中で独り暮らし高齢者や高齢者だけの世帯の方の見守りが一番大きな業務となっていますので、それに関しては町では手厚く活動していると思います。

配食サービスも実際に買物に行けない方、あるいは調理が困難になった方が利用していますけれども、やはりこれに関しては、まず数が多いということは調理ができない方が増えたのかという捉え方もありますし、いずれ食事を必要としている方に満遍なく調理したものを届けら

れる、欠食になる方が生じないことを目的に続けていきたい事業です。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 ありがとうございます。

ただ、ここに見守りにつなげるというのがございますので、例えば委託されている、いわゆる配送されている方と、それから本人との、朝夕と違いますから、どちらかになると思うのですけれども、そういうところに訪問したとき呼びかけとか、あるいは確認とかというのは一々できるわけではないですけれども、例えば何か異常が見られた場合とか、そういうときには民生委員なり、あるいは課のほうに連絡をつけるような、そういう連携というのはできているかどうかという。でなければ、見守りにつなげるというふうになっていますけれども、配食はするのでしょうか、でもここに見守りというのがあるので、ということは、さっきも申し上げたように、やはり独り暮らしの方の安否も兼ねて配送されているのではないかなと思ったので、何か異常とか見られた場合、即連携というか、連絡を取り合えるシステムというか、組織体制をつくっているのかなと思ってお伺いしたのです。

委員長 佐藤課長代理。

健康福祉課長代理 ここでは、見守りにつなげるとありますけれども、見守りにつながっているです。今までも配食サービスの方が異常を感じて警察に通報したというケースが何回もありました。つまり前日に届けた食事に手がつけられていない、それが一番ですけれども、あとは皆さん声をかけていきますので、見守りは必ず行っています。それに関しては、確実に安心して、食事だけではなくて、安心も届けていることになっております。

民生委員の方々にも、誰が利用しているという、そういうふうなお名前は提供していませんけれども、民生委員さん方も把握されています

ので、配食サービスと見守り、これは連動しています。ですので、これからもこの事業については重点を置いていきたいと思っております。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で健康福祉課が所管する一般会計の審査はひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、2時25分まで休憩いたします。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時25分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、ご説明いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険制度の改正により、平成30年4月から国保財政の運営主体が市町村から県に移り、2年が経過しようとしております。混乱なく移行ができていますものと受け止めております。

当初予算の総額においては、歳入歳出それぞれ4億9,166万3,000円と前年比7,021万2,000円減となっております。

10ページを御覧ください。歳出、1款1項総務管理費は、前年度比1,567万7,000円減となっております。国保事務の標準化を進める環境整備、国保事務処理標準システムに係る経費の減額によるものです。

11ページの2款保険給付費においては、前年度と比較して3,519万9,000円減額となっておりますが、普通交付金に併せた保険給付費を計上したものです。

3 款の国民健康保険事業費納付金は、総額で前年度と比較して2,048万3,000円減額し、1億2,326万6,000円としています。県から示された額を県へ納付するもので、国保税や繰入金を充てております。

5 款 1 項の特定健康診査等事業費の前年度比10万5,000円の減は、ドック受診者補助金等の減額が主なものです。

ページ戻りまして、7 ページの歳入です。1 款国民健康保険税につきましては、一般、退職を合わせて9,298万1,000円を見込んでおります。前年度比では216万2,000円増となっております。

それでは、8 ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目 1 節普通交付金は、県の試算により保険給付費の減少を見込んで、前年度に比べ3,519万9,000円少ない3億2,001万3,000円を計上しております。保険給付費のほぼ同額が交付されます。

同じく 2 節特別交付金の特別調整交付金分、市町村分ですが、1,595万4,000円は、昨年度比で1,271万5,000円減額となりましたが、歳出で国保事務処理標準システムの導入や町立西和賀さわうち病院への医療機器購入等に係る補助金として交付されるものです。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第26号 令和2年度西和賀町国民健康保険特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第27号 令和2年度西和賀町後

期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、ご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計においては、広域連合で定めた保険料率に従い、被保険者から集めた保険料と一般会計からの基盤安定負担金等の保険者負担分を合わせて広域連合に納付する業務であり、令和2年度の保険料率については、これまでと同じ均等割3万8,000円、所得割7.36%と据え置き、保険料の上限を64万円とし、低所得者への均等割の軽減は8.5割軽減と8割軽減、5割軽減、2割軽減がありますが、令和2年度は8.5割軽減が7.75割軽減に、8割軽減が7割軽減になります。

歳入歳出それぞれ9,100万9,000円とし、前年度比476万2,000円増となっております。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第27号 令和2年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、健康福祉課長から事業の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、ご説明いたします。

介護保険特別会計においては、第1号被保険者に係る保険料基準月額を8,100円とした第7期介護保険事業計画の最終年になります。令和2年度予算規模は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ13億7,543万9,000円、サービス事業勘定では歳入歳出それぞれ1,213万3,000円とし、前年比で保険事業勘定で5,800万円、4.4%増となっておりますし、介護サービス事業勘定では65万5,000円、5.7%増となっております、必要な介護サービスのニーズに対応していこうとするものです。

13ページからの2款保険給付費は、前年度の実績を勘案して計上したものです。居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費で2,000万円減額となりましたが、施設介護サービス給付費で4,600万円の増額となりました。これは、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯が増え、家族介護力が低下し、施設への依存が高くなっていることが背景にあるものと捉えております。

16ページからの3款地域支援事業費としては、介護予防生活支援サービス事業費の前年度比835万3,000円増の2,787万円は、配食サービス業務委託料と介護予防日常生活支援総合事業補助金の増額によるものです。一般介護予防事業費の前年度比397万9,000円減の865万7,000円は、昨年度実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託を今年度は実施しないことによるものです。

19ページの5款介護給付費準備基金積立金の前年度比2,397万5,000円増の3,197万3,000円は、前年度の剰余金を積み立て、今後の給付等の変動に備えるものです。

6款2項財政安定化基金償還金566万円は、平成29年度に岩手県から貸付けを受けた介護保険安定化基金事業貸付金1,698万円を平成30年度から令和2年度までの各年度において償還するものです。

8ページからの歳入においては、1号被保険

者の保険料が前年比317万4,000円増の2億4,213万7,000円を見込むものです。

次に、32ページの介護サービス事業勘定の歳出、2款1項介護予防支援事業費の前年度比54万5,000円増の345万5,000円は、介護予防サービス計画作成業務の委託件数が増えることによるものです。

以上で説明を終わります。ご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 健康福祉課長の説明が終わりました。

これより議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋和子君。

4番 先ほどのご説明で施設志向が増えてきているということですが、特養の場合の待機者はどのようになっているか伺います。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 それでは、町内介護保険施設及びグループホームの入所待機者の集計の中から、特別養護老人ホーム分の待機者をお話したいと思います。

集計は年に1回ですので、31年3月末現在が持っている最新となります。光寿苑の待機者が40人、ぶなの園の待機者が30人、それぞれの施設の定員は52人となっておりますので、合わせて70人待機者がおります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 この待機者の延べ数というか、ダブっている方も結構いらっしゃるのでしょうか、その辺分かりますか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 今の数字は延べ数となっているので、重複となっております。実人数は、それぞれの事業所ごとには取っておらず、全体としては取っているのですけれども、ほかの特養以外に介護老人保健施設やグループホームとかの待機者が87人の延べ数なのですが、そのうち

実人数は68人というのは押さえておりました。

委員長 高橋和子君。

4番 いろいろな連携されているので、そういったところの実人数を押さえるのは結構難しいものでしょうか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 大変失礼しました。それぞれは取っていませんが、特養分の実人数は55人、先ほど言った70人のうち実人数で55人に訂正させていただきます。

委員長 高橋和子君。

4番 結構多くの方が待っておられるということですが、この55人の方々の状態は、介護度というか、どんな状態か把握されていますか。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 要介護度別に人数を把握しておりますので、読み上げたいと思います。

要介護2が2人、要介護3が28人、要介護4が14人、要介護5が26人となっております。ただ、在宅ではなくショートステイを利用したり、あと清水苑とかの介護老人保健施設を利用して待っていたり、そういう待ち方をしている方がおります。あと、病院等に入院している方もおります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 大体全員分把握されているということかなと思います、そんなに多い人数ではないので。把握できない方もいらっしゃるかと。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 要介護認定を取っている方々は、ケアマネジャーという方がついておりますので、その方々がまず状態を把握しており、その方々からも調査をするときに状態等は教えていただいているので、もしも判断がつかないというのであれば、入院中であって、その方の状態が不安定であって判断がつかないというのはありましたが、それ以外は把握しておるつもりです。

委員長 高橋和子君。

4番 最後の質問ですが、今待機されている方々がこれぐらいの人数いらして、行政として課題だ、問題だなと思っておられることがあればお伺いします。

委員長 深澤課長代理。

健康福祉課長代理 担当課として感じていることは、町内の施設が満杯なので、他の、例えば隣の雫石町や北上市等そちらの施設に入所される方がおりますので、家族の負担等も考えるとそちらが課題だと思いますし、ただ新しい施設を町内に造るとしましても、今職員の人材不足があるので、そちらのほうを増設するのも難しいというのは課題とっております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第28号 令和2年度西和賀町介護保険特別会計予算の審査を終え、健康福祉課が所管する各会計の審査をひとまず終えたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

次に、税務課の審査を行うため、暫時休憩します。

午後 2時44分 休 憩

午後 2時46分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、税務課の審査を行います。

税務課が所管する歳入予算と歳出予算の2款総務費の審査を行う前に、税務課長から事業の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 こんにちは。税務課の当初予算の概要についてご説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、予算書に基づき、歳入予算からご説明いたします。予算書14ページを御覧ください。

い。初めに、個人町民税の均等割860万7,000円でございますが、令和2年度の賦課人数を2,484人と見込み、個人均等割額3,500円を乗じ、さらに収納率を99%と見込んだ結果の予算額でございます。

次に、所得割1億5,445万7,000円でございます。農業所得については、昨年10月末現在における花巻農協の販売実績などの動向から推計したもので、花卉を除き、米穀、イチゴ、野菜、シイタケ等畜産の全てで増額となり、販売合計で前年9億1,707万円に対し、110.2%、9,364万円増の10億1,071万円と見込み、また交付金概算金などの雑収入を合わせて、農業全体で前年比8,355万円増の12億5,771万円と見込んだものです。

営業所得は、入湯税を参考に令和元年10月で360万8,000円、前年同月で367万4,000円となっていることから、前年度比98.2%と見込んでおります。

なお、不動産所得、配当所得、給与所得、さらに所得割全体で多くを占める年金を含む雑所得については、ほぼ横ばいと見込んでおります。

以上のことから、所得割について1億5,445万7,000円と見込んでおります。

次に、法人町民税については、町内に事業所を有する法人に対して、均等割と当該法人の所得に応じて課税される法人税割がございます。均等割については、令和元年10月末現在では前年度から1法人減少しておりますので、令和2年度の申告対象事業所を128法人と見込み、その法人の資本金等の額及び従業員数により9段階に分けられた税額に区分し、予算として1,498万8,000円を見込んだものでございます。

法人税割については、法人ごとの収益に応じて算定された国税である法人税額を基礎として計算されますが、その収益の増減は経営状況や景気によって大きく左右される中において、予算化するに当たっては、令和元年度の調定見込額から過去5年間の歳入還付見込額の平均額を

差し引き、537万1,000円を予算額として見込んだものでございます。

次に、固定資産税については、毎年賦課期日となる1月1日に土地、家屋、償却資産を評価した課税標準額に1.4%の税率を乗じた額を課税とすることになり、それぞれ収納率を乗じ、合計2億2,865万6,000円を見込んでおります。

令和元年度の固定資産税につきましては、3月補正において2,080万円という大幅な増額を行うに至っております。そのほとんどが償却資産の増額によるものでございました。償却資産については、町の台帳に登載されているものについてはシステムで原価計算が行われるため、ある程度予測できますが、主に大企業が所有する償却資産については、企業独自に償却資産の創設や廃棄を含めて申告が行われるため、それらを全て把握することは困難と捉えているところです。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、国や県等地方公共団体がその固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付する交付金であり、主に岩手県企業局や東北森林管理局等から交付されるもので、3,397万1,000円を見込むものです。

次に、軽自動車税でございますが、令和元年10月から税制改正により従来の軽自動車税が種別割と環境性能割の2つの区分となりました。これまでの新車や中古車を購入した場合の自動車取得税に代わる環境性能割として、260万1,000円を見込んでおります。また、種別割としては原動機付自転車330台で67万2,000円、軽自動車2,609台で1,928万5,000円、そのほか小型特殊自動車等合わせて、総台数で4,194台、2,385万9,000円を見込んでおります。

次に、たばこ税でございますが、これは製造たばこの製造者、卸売業者などの卸売販売業者等が町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対して係る税金でございますが、これら卸売販

売業者等が前の月に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月の末日までに申告し、納付していただいております。令和2年度におけるたばこ税の予算額は、令和元年度実績見込額を推計した上で過去3年の増減を反映させ、2,402万3,000円と見込んでおります。

最後に、入湯税でございますが、一般的には鉱泉浴場の入湯客に対して課税されるもので、納付された税金は温泉源の維持費、観光振興費などに充てられる目的税となっております。令和2年度予算の算定に当たっては、過去3年の実績と平成31年度の実績見込額の推計を基に、新年度予算として552万8,000円を見込んでおります。

以上、歳入予算の町税に係る部分についてご説明させていただきます。

引き続き、歳出についてご説明いたします。最初に、予算書53ページ、2款2項1目税務総務費でございますが、ここには税務事務を円滑に行うための事務的経費等が計上されております。

続いて、2款2項2目の賦課徴収費でございます。ここは、町税に係る各税目の賦課並びに徴収を行うための事務的経費等を計上しております。各税目の賦課と納付の管理をするために導入しております各種システム機器の保守業務委託料と賦課計算業務委託料として571万7,000円、それらの機器とソフトの賃借料及び使用料として510万4,000円、また関係団体への負担金及び補助金として85万8,000円を計上しております。

今年度は特に新規項目はございませんが、主なもの2件についてご説明したいと思います。初めに、予算書54ページの12節委託料の上から7行目になりますが、固定資産税土地（宅地）評価替資料作成業務委託料176万円でございますが、これは宅地評価見直しに係る3か年計画で実施してきているもので3年目となり、主な業務内容は土地価格の算出及び公開用資料の作

成を予定しております。この事業は、3年に1度の評価替えに向け平成30年度から実施してきており、標準宅地の選定根拠等について地価公示価格及び不動産鑑定士等の鑑定評価による価格等を活用し、西和賀町の標準宅地の適正な時価を把握するため、合併以前から引き継がれたままになっている標準宅地について、改めて不動産鑑定業務を委託し、専門的な見地から鑑定評価のみならず、選定替え及び統廃合を行って、令和3年度評価替え時における根拠資料を作成しようとするものです。

次に、予算書55ページ、2行目になりますが、18節負担金、補助及び交付金の納税貯蓄組合事務費補助金でございます。この納税貯蓄組合については、組合員の減少、担い手不足により納付書の配布や集金及び納付等の活動が困難になってきていることなどから、組合組織の解散が相次ぎ、現在の単位納税貯蓄組合は37組合となっております。また、納税貯蓄組合連合会は、令和元年度をもちまして解散となりました。

こうしたことなどから、納税通知書については郵送への切替えを行ってきており、納付に当たっては口座振替を推奨しながら、納税者の利便性を図ってきているところです。

この納税貯蓄組合事務費補助金の48万5,000円ですが、交付対象要件としては組合員数を10人以上とし、その集金を行い、個人の納税通知書を管理し、組合活動を行っている納税貯蓄組合に対して補助金を交付しようとするものです。したがって、現時点においては補助金交付対象の組合数は11組あると捉え、予算計上させていただいたところです。

以上で説明を終わります。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 税務課長の説明が終わりました。

これより歳入予算と歳出予算の2款総務費について質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で税務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後 2時58分 休 憩

午後 3時10分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課は、一般会計のほか議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算も審査の対象となります。それでは、観光商工課が所管する一般会計5款労働費、7款商工費について審査を行う前に、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、令和2年度観光商工課所管の予算編成について説明申し上げる前に、委員各位にはご協力いただきまして、人材研修の場として活用させていただく趣旨により、本課からも主査級以上の職員を随行させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。出席者は、東課長代理、古桑観光振興特命主幹、高橋主査、佐々木主査でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、必要に応じまして、東課長代理からも回答させていただきたいというふうに思います。

それでは、改めまして令和2年度、観光商工課所管の予算編成について概要等を説明させていただきます。一般会計歳入歳出予算は、令和2年度西和賀町予算書にて説明を申し上げます。また、事業ごとの詳細につきましては西和賀町予算説明書、事業の前年度比較は当初予算事業別一覧表にてご確認いただけます。

では、初めに一般会計についてですが、歳出について説明いたします。関連する歳入につきましては、その時々で併せて説明をいたします。

令和2年度西和賀町予算書、88ページを御覧ください。労働費、5款1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金となります。勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、西和賀町予算説明書63ページ上段に詳細がございます。協定金利が割高であったことにより、利用実績がなかったことから、令和元年度から生活資金に加え教育資金、福祉資金、離職者支援金、自動車資金にも幅広く活用できることとし、さらに金額を上乗せすることで金利自体も抑え、利用しやすくさせていただきました。町内勤労者の労働対策に資するもので、現在まで数件の利用実績が今年度はあるような状況でございます。引き続き、同額を今年度も執行させていただきたいというふうな予定としております。

また、中小企業退職金共済事業の18節負担金、補助及び交付金の退職金共済助成金は、説明書63ページ下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者ふるさと就職支援補助金は、同64ページ上段に詳細を記載しております。

なお、歳入についてですが、予算書にお戻りいただきまして、26ページとなります。中段にございます22款3項3目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入となり、貸付金600万に対し、年度末に精算し、同額の返金を受けるものとなります。

次に、歳出に戻ります。続きまして、予算書109ページをお開きください。7款商工費となります。1項1目商工総務費は、職員人件費や、次のページ、いわて産業振興センター負担金など3団体への負担金でございます。

110ページからは2目商工振興費ですが、ふるさと館管理費は、ほっとゆだ駅前商工会館、湯夢プラザのWi-Fiに係る通信費と、町所有

分の管理委託料となります。中小企業融資事業と商工振興費臨時事業は、説明書64ページ下段と、次の65ページ上段に詳細を記載しております。

新規事業といたしましては、西和賀町観光物産協議会の事業といたしまして、インテリアと食をテーマに、仮称ではございますけれども、西和賀インテリア展を開催したいと考えております。内容につきましては、町内の木工や陶芸などをメインとし、生活の中での使用を意識した展示会の開催を行おうとするもので、まずは町内にて情報発信を行うとともに、事業者間の連携を図りつつ、町外PRのための基礎固めを行いたいというふうに考えております。

また、北上地区勤労者福祉サービスセンターの事業は、説明書65ページ下段にございます。商工振興費は、町内経済の安定化、活性化を図り、雇用対策としても事業費を見込んでおります。

なお、関連しております歳入につきましては、予算書18ページ中段にあります15款1項5目商工費使用料のふるさと館施設使用料収入と、26ページまで飛んでいただきまして、中段の22款3項5目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収入でございます。これは、貸し付けていた1,000万円の戻し入れとなります。

続きまして、3目観光費でございます。観光費につきましては、予算書111ページからとなります。1節報酬は、観光商工推進協議会委員報酬や観光振興特命主幹の報酬となります。10節需用費のうち、印刷製本費は観光情報発信のため観光パンフレット、各種イベントチラシを印刷するものです。また、11節役務費の広告料は、新聞や雑誌等へ各種イベントを掲載する予算となります。

112ページにお移りいただき、観光施設維持管理運営費でございます。説明書につきましては、66ページ上段に詳細を記載しております。併せて御覧になっていただければというふうに

思います。12節委託料は、各観光施設の指定管理料や委託料となります。

14節工事請負費は、沢内バーデン入り口付近に設置されているかやぶき小屋を解体する経費となりますが、2年ほど前から劣化が進み、今後の対応について現在の管理受託者であるとか、近隣の行政区長さん、これは東大野も含めて新町や3行政区の区長さん方にもお声がけをさせていただいております。

その活用方法について提案を募っていただきましたけれども、昨年の秋から雨漏りが非常に多くなりまして、今冬の雪の対策として現在ブルーシートで覆っている状況でございます。一部カフェなどにする提案もございましたけれども、トイレの改修であるとか水回りの設備投資などが必要なほか、床面積も大きいものではないことから、活用方法が限定的でありまして、カヤのふき直しに係る経費算出や杉皮などを活用した屋根構造の変更なども検討させていただきましたが、いずれにせよ非常にコストがかかる状況でございます。次期冬を乗り越えられないとの判断から、令和2年度の予算として解体経費を計上したものでございます。

また、レストハウスや道の駅に係る室内照明につきましては、LED化を図り、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

17節備品購入費は、沢内バーデン新館客室エアコンの故障に伴い更新を行おうとするものです。

ここで、関連しております歳入につきましては、予算書18ページ中段を御覧になってください。15款1項5目商工費使用料、これは各施設の指定管理者が行う自主事業などに係る施設使用料収入を見込んでおります。

続きまして、観光費臨時事業となります。112ページにお戻りいただきまして、様々なイベント関連の事業費となっております。それぞれの開催実行委員会や団体への補助金、委託料となっております。詳細は、説明書66ページ下段から

68ページ上段に記載されておりますので、併せてご確認をお願いします。

なお、新年度の新たな取組といたしまして、仙台・西和賀ファンミーティング、アンド錦秋湖マラソン感謝祭事業を検討しております。詳細は、説明書67ページ上段にございますが、観光振興計画第3次アクションプランの効果的な情報発信と誘客活動による観光施策において、ターゲット地域の一つとして仙台圏に定めておりまして、来年度40周年を迎える錦秋湖マラソンの記念事業として、河北新報社との連携により取り組むこととしたいと考えております。

本事業では、観光情報発信や誘客活動だけではなく、6次産業推進、関係人口拡大にも関係課との協働により進めてまいりたいというふうに考えております。

観光協会助成事業につきましては、説明書68ページ下段に、自然環境保全事業は69ページ上段に記載しております。

予算書113ページから114ページの観光資源環境整備事業は、説明書69ページ上段にありますとおり、町内の登山道、散策道、園地など、屋外観光施設の維持管理費となっております。川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダムの管理、廻戸釣り公園などの整備を実施しております。

なお、本事業には歳入としまして、予算書21ページ中ほどにあります16款3項3目商工費委託金といたしまして、湯田ダム（川尻地区）除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するものとなっております。

歳出、114ページにお戻りいただきます。下段にあります観光振興計画策定事業の12節委託料は、令和4年度から施行する予定の第2次西和賀町観光振興計画を策定するために必要な調査及びデータ収集、分析を行うとともに、素案を作成しようとするものです。説明書は70ページとなります。

予算書115ページの地域おこし協力隊招聘事

業につきましては、今年度着任いただいております隊員を継続採用させていただき、観光分野において新たな視点、発想により西和賀町の魅力を発掘し、地域観光資源を生かした効果的な情報発信や観光企画立案などに取り組んでいただけることとしております。

続きまして、おもてなし環境整備事業、18節キャッシュレス環境整備事業費補助金でございます。説明書70ページ下段も御覧になっていただければというふうに思います。これは、民間観光施設などの観光客等受入環境整備の一環で、インバウンド対応も含めた観光客増加対策として、国が行っておりますキャッシュレス決済機器の設置支援、ポイント還元措置を見据え、町においても支援を行っておるもので、これは令和元年度も行っておるものですが、国もこの支援を6月まで行うこととしておりまして、国が終わりましたも本町においては予算の範囲内で年度末まで継続支援を行っていく予定としております。自然公園保護管理委託事業の詳細につきましては、説明書71ページ上段にございます。

ここで、関連する歳入につきましては、予算書24ページ上段の17款3項3目自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理員委託金でございます。県からの委託を受けて実施しておる事業となります。

温泉事業につきましては、予算書116ページ上段にございますが、温泉事業特別会計繰出金を記載しております。詳細は、同会計において改めて説明をさせていただきたいというふうに思います。

なお、自然環境保護事業、温泉事業は説明書71ページのご確認をお願いします。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款、7款の歳出概要等の説明になります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより5款労働費、7款商工費の質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 2点ほどお聞きしたいというふうに思います。

まず初めに、予算説明書の65ページの北上地区勤労者福祉サービスセンター事業ということで予算計上されておりますが、改めて北上地区勤労者福祉サービスセンターが何をやっているのか、これは体育館であったか何なのか、ちょっとその辺の詳細と、もう一点は説明書の70ページの上段、観光振興計画策定事業で第2次西和賀町観光振興計画の策定に向けてということですが、策定に必要な調査及びデータ収集・分析等を行いということですが、具体的にどのような調査をして、どのようなデータ収集をして、どういう分析を行おうとしているものなのか、その詳細と、これは作業委託をするということですが、委託先が決まっているのであれば、その委託先も教えていただきたいと思います。

委員長 東課長代理。

観光商工課長代理 それでは、ただいまの質問に対して、私のほうからご説明をしたいと思います。

初めに、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業の関連で、北上地区勤労者福祉サービスセンターについてですけれども、これにつきましては厚生労働省の中小企業勤労者総合福祉推進事業という事業に基づきまして、中小企業が単独で実施しにくい福祉事業等を地域の自治体を中心となって行っているというものでありまして、これについては北上市と、あとは西和賀町が共に負担金を出し合いまして、運営をしているものでございます。これについては、様々な健康増進関係の事業であるとか、あとはイベント等の補助であるとか、そのようなものを会員等に対して行っているというものになります。

続きまして、観光振興計画の関係についてご説明をいたします。現在進行しております第1次観光振興計画につきましては、当初の予定で

今年度までの計画ということにしておったところでありまして、観光商工推進協議会、兼務で観光振興計画策定委員会の委員さん方等とも検討いたしまして、町の総合計画については昨年度計画が策定されたわけですが、町の総合計画の前期計画に併せて今回の計画を集約して、新たな計画を策定していったほうがより実のある計画になるというような方向に持っていていただきました。ですので、令和2年度、3年度においては、現在の観光進行計画を継続して、第3次アクションプランを今策定している最中でございます。それに基づいて実施するというようにしてございます。

第2次観光振興計画の策定につきましては、第3次アクションプランの計画の実績等を検証した上で、並行しながら策定していくというような予定にしております。

データ収集等については、観光振興計画の最終的な目標につきましては、観光者の来場者数ということで53万6,000人と、あとは宿泊者数で5万6,000人という計画を町の総合計画のほうにうたっております。それを目指して計画を立てていくわけですが、新たな計画については、現在様々な施設等で数値を取っているわけですが、なかなか全てに行き渡っていないというような現状がございます。それについては、町内各施設あるいは各商店、事業所等に来られる方々も漏れることなく数値を拾い上げたいというふうに思っております。それらについてどのようにしてデータを集めていったらいいか、どのようにして協力していったらいいかということで検討をしているところでございます。

あとは、様々なコンテンツ等観光協会を中心につくっていただいておりますけれども、それらの周知等、あとはそれらの検証について、本当にこれで継続していけるかどうかということも含めながら、併せて検証しながら、さらによりよいものを第2次の観光振興計画のほうに掲

載していきたいなというふうに考えてございます。

委託先については、現在のところまだ想定はしていません。データの収集等の費用面を積算した額ということになります。

以上になります。

委員長 淀川豊君。

10番 初めの勤労者福祉サービスセンターの質問であります。これは中小企業が単独ではできない福祉事業を地域の自治体を中心になってということのようではありますが、例えばここで行っている福祉事業を西和賀の企業がどれくらい利用されているのか、令和元年度でもいいですけれども、30年度でもいいですけれども、その点をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 利用実績につきましては、本日はちょっと持ち合わせておりませんので、改めてご説明させていただきたいと思いますが、実は毎月のように広報誌が届いております。どういったことをしているのかというのは大体把握はしているつもりでございます。例えば町内であれば、各温泉旅館関係の入浴料の割引があったりですか、まさしく福祉、健康増進のために各企業さんにお勤めの、特に中小企業さんの福祉対策に対して、大手企業であれば企業ごとでやっているものを中小企業の皆さんの中で組合といいたいでしょうか、全体的な持ち寄りの中で様々なものやっていたらこうというのがこの福祉サービスセンターの設置目的でございます。実際様々な取組をしていただいております。例えばガソリンの助成券であるとか、あとはフィットネスクラブの利用料の補助金が出たりですとか、あとは鑑賞系、映画でも演劇の鑑賞でも、そういったものの助成金であるとか、そういったものだけではないのですけれども、そういったものなども取り入れておるといような状況でございます。

詳細につきましては、来週に今年度の決算についてのお話でいらっしゃるような話も聞いてはおりますけれども、ちょっと確認させていただいた上で、改めてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ちょっと確認します。

淀川委員さんは、総括質疑までのデータの回答でよろしいですか。

(はいの声)

委員長 では、そういうことで。

高橋宏君。

8番 私も予算説明書の66ページ、観光施設維持管理運営費、本年度の予算が前年度に比べて3,329万減ということで、大変大きな減少になっております。特に委託料、指定管理、管理委託料が30年度決算が3,200万のところ2,400万ということで、今年度かなり指定管理、管理委託をしないところが増えてきたのかなと思うのですけれども、その点についてと、71ページの温泉事業についてもよろしいのでしょうか。それは後、次。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 予算説明書66ページ上段ですか。

前年度の予算に対して、今年度予算の減少が3,329万と、これについてということだと思います。

この多くは、委託料等が減ったということではなくて、指定管理料につきましては3年間の協定がございますので、その中ですからほとんど金額は動きません。

大幅に変わったのは、企業版ふるさと納税で頂いておる事業でございます。例えばレストハウスの駐車場の舗装であったりとか、あとは道の駅の外壁、屋根の補修工事、これは県の支出金が大幅に減っているのは、実はそういったところでございます。町とともにやった事業でございます。そういった工事関係を活性化事業として今年度まで行っておりましたので、それにあてがった寄附金を来年度以降はあてがっ

ていないといったことで減っているということ
でございます。

委員長 刈田敏君。

1番 説明書の67ページの新規の仙台圏なので
すけれども、詳細を見れば分かるのですけれど
も、あえて今回40周年ということもあると思う
のですけれども、ここに至った経緯と、先ほど
出ましたけれども、70ページの観光振興計画の
中のデータ収集ということで、今までいろんな
形で温泉には町内か町外かとか、いろいろやっ
たのですけれども、全然データの的には出てこな
かった。これからデータを集めるということなの
か、その辺お伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまのご質問は2つというこ
とで、1つは仙台圏のファンミーティング事業、
もう一つは観光振興計画ということでございま
す。

まず、観光費臨時事業の中にあります仙台圏
の観光PR事業につきましては、2つの趣旨で
今回進めようとしておりまして、まず1つは河
北新報錦秋湖マラソンが始まりまして40周年と
いったことがございます。それを踏まえて、今
までは、今年度も計画はしておりますけれども、
記念誌を作るですとか、町内に来ていただいた
方々にどういったものやっしていこうかという
のをメインでやってきました。

その中では、既に開催要項の中では出してご
ざいますけれども、川内優輝選手の講演会も銀
河ホールで行おうとしております。これを機会
に、今度は町の観光振興計画の中ではターゲッ
トを絞って、外部に情報発信をしながら誘客活
動を進めていこうというのがございます。

この40周年を契機に、河北新報は東北の中
でも六十数万部の発行部数を誇る新聞社でござ
いますので、そういった力をお借りしながら、仙
台圏を一つのターゲットとして絞りまして、西
和賀の食であるとか観光情報の発信であるとか、
そういったものも含めて、ファンの方々に感謝

するというものが1つと、あわせて6次産業と
コラボレーションの中で誘客活動につなげられ
る、もしくは販路の拡大ができるのではないか
という思いを持っておるところでございます。

今回は、河北新報社とともに40周年の節目と
いうことでやらせていただきますし、できれば
今回やらせていただくことの契機の中で、もし
継続できるのであれば数年間は何とかやってい
きたいなというものを芽出しとしてつくってい
けないかなということを考えておるところでご
ざいます。

それから、観光振興計画につきましては、デ
ータの話は先ほどもちょっと出ましたけれども、
前回の観光振興計画のデータ収集は、実は来訪
者調査といったものの信金さんから頂いたデー
タがございまして、それを基にしたということ
と、それから季節ごとに町外からいらっしゃっ
た方々の観光消費額の調査をさせていただいて、
さらに職員が全て宿泊施設を回りながら、一つ
一つデータといたしましうか、状況の把握をさ
せていただきながら、データ化をさせていただ
いたということがございます。

当然データも多少古くなっているところもご
ざいますけれども、そこら辺の刷新を図りなが
ら、またさらに必要な情報を収集していこうと
するものでございます。

前回の観光振興計画は、大手企業、旅行代理
店である日本旅行さんと一緒にやらせていただ
きました。今回も様々旅行エージェントさんの
研究機関がございますので、そういったところ
に声がけをさせていただいたのですけれども、
そういった場合には1,000万円近くの経費がか
かります。基本的に、第1次計画ができました
ので、それを踏み台として新たな考え方を今度
は町の職員が主となってやっしていこうという中
で、ご支援を頂ける方を見つけてやろうという
ふうを考えておるところでございます。

そういった中で取れる範囲でのデータという
ことになろうかと思いますが、一般的に大手企

業さんが入って観光振興計画をつくっても、ある程度似たようなものが出てきますので、それだけではなくて、西和賀町独特の食文化も含め、観光資源も含め、そういったものもしっかり取り入れていければいいなというふうに考えているところでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 仙台圏に関しては、40周年ということもありますし、今後も続けていきたいということでもあります。

町外には様々、東京圏でも今までいろいろそういうイベント等やってきたのですけれども、その成果というのはどの辺に表れているのかということが1点と、並行して6次産業を一緒にやるとすれば、やっぱり地元の分もきちっと受入れというか、体制をつくっていかなくてはいけないのですけれども、その辺は何か考え等あるのかということ。

それから、データの話ですけれども、それは今後観光を含めた中で、西和賀町にとっては使えるデータが取れるといたしますか、今までのデータを取ってきたのですけれども、それを確認していくわけですね。そういう意味で、可能性は十分あるということなのか。そのデータの中身、次に向けるというよりも、今までそまできちっと把握されてきたのかというのがすごく不安なわけですね。それ以上に旅館に行って聞いても、果たしてそのデータというのが次につながるものになるのかというのがちょっと心配なので、その辺お伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 2つの質問ということで、まず首都圏も含めた形で行ってきたものに対しての成果と、それに基づいて今度仙台でやることについてどうだというお話だと思います。

首都圏の事業に関しては、西和賀のタベでございますけれども、当課で直接実施してきた事業ではないので少し微妙なところはございますけれども、観光商工課で進めてきたのは1つ盛

岡でやっておりました事業がございます。これはホテルで開催させていただいて、100名を超える規模の中で西和賀の食文化などを紹介させていただきながら、北上とセットでしたけれども、PRをしてきた成果がございます。

過去においても、これ一般質問でもたしかあったと思いますけれども、盛岡の事業に関してどうなのだと。確かに西和賀は、常に情報発信をしていながら誘客活動を図っていくというのを今までも進めてきました。その当時、私が答えさせていただいたのは、盛岡というのはある程度の販路の開拓ができたと判断をさせていただいたということでございます。そして、交流人口確保もある程度盛岡から来ていただけるようには道筋ができた。

町のほうとすれば、ターゲットとして次は仙台を目指したいといったお話をさせていただいたという記憶がございます。その一環の中で、東北でも最大の都市でございますので、高速道路もかなり進んできておりまして、さらに秋田道、山形、秋田を抜ける高速道路につきましても接続が進んできておりますし、また横手湯田インターチェンジ間の4車線化も始まっていく方向になっております。そういったことを踏まえますと、仙台からの誘客活動をしっかり今のうちから始めたいといったのが芽出しでございます。

販路開拓も含めながら、6次産業との連携を図って、継続的に行っていける事業の足がかりになればいいというふうに考えておるところでございます。

それから、観光振興計画につきましては、過去のデータがなくなるわけではなくて、例えば観光消費額といったものは現在も使われておるわけでございます。これは、春夏秋冬それぞれの季節ごとに県内、県外、もしくは泊まり、日帰りですらっしゃった方々がどういったお金を落としていくのかという、要は観光振興計画をつくる上での裏づけになる資料でございますか

ら、当然のことながら過去のデータが全てなくなるわけでもございませんし、とは言いながら10年も20年も同じデータでは、当然裏づけにはなりませんので、そこら辺は種々検討しながら、改めて更新させていただくということになります。

ただ、平成27年当時に現在の観光進行計画をつくるに当たって、各旅館なども回らせていただきましたが、平成27年ですから令和2年度の予算とすればかなり前のデータになります。その後につきましても、休業されている、廃業されている旅館関係者もありますので、現状をしっかり把握させていただきたいというふうに思っていますし、今後のそれぞれの事業所さんのお考えといったものも考えて、どういった部分に支援をしていけばいいのかというのをしっかり把握させていただきたいということです。

当然データはそれだけではないわけですので、そういったものも含めながら、しっかり観光振興計画の裏づけとなるデータを収集し、分析をし、検討させていただきたいというふうに考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 それでは、最後になりますけれども、仙台圏のほうに行つて、こういう交流をつなげながら西和賀町の観光、産業をもっと盛り上げていくということに聞こえるのですけれども、そういうことでよろしいですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 観光はもとより、観光は経済活動ですので、当然誘客も図りたいと思っていますし、当然販路の拡大も併せてやっていきたいといったことでございます。

委員長 高橋輝彦君。

6番 今の質問と関連しております67ページの上段であります。ここには、他課との連携の中で進めるということでもあります。他課との連携はやはり重要で、これはやっていかなければならないと思います。どの課と連携していくのか、

そしてそれぞれの役割をお聞きします。

それから、マラソンの方々を対象に過去の出場者にも募集を行うということではありますが、顧客情報といいますか、個人情報といいますか、その辺の流用になるのかなと思うのですが、その辺特に問題ないのかどうか、細心の注意を払ってやっていただかなければならないのだろうと思いますけれども、ここでは対象者というのはマラソンの関係者のみになるのか、あるいは本町からも仙台のほうに行つて、一緒に交流を図ることも考えているのかどうか、そして下のほうの事業展開のほうに①、②、③の展開があるのですが、そのタイムスケジュールというところをお聞きしたいと思つます。

あと、その隣の68ページの上段であります。体験型観光推進事業ということで、これは昨年も予算を置いておりましたが、実績はどれほどあったのか、1人当たりの補助というのはどれぐらいになっているのかということをお聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ありがとうございます。

まず、仙台圏のお話ということで、事業の詳細についてはこれからいよいよ詰めていくということになりますけれども、今イメージの中でのお話からすれば、当初は100人、200人規模で、大きな状況の中でやらせていただきたいというようなイメージはあったのですけれども、昨今のブランド意識の中で考えますと、そういった規模ではなくて、例えば大きなホテルの会場ではなくて、一番町であるとか、そういったおしゃれなレストランのイメージの中で、ある程度の規模の中でやりながら西和賀の食材をうまく使っていただいて、新たなメニューづくりも含めてやっていきたいなどという考え方もあります。

これについては、6次産業推進と進めていきたいというふうに考えておりますし、さらにマラソンで来ていただけている方というのは、実

は例年来ていただいている方も非常に多いものですから、これはまさしく関係人口づくりに役立つのではないかというふうに考えておりました、そういったところでまずはしっかりそれぞれの方々とパイプをつくらせていただいて、最終的にはマラソン以外でもこちらのほうに来ていただけるというような格好ができればありがたいなというふうに考えております。

現在のところまずイメージですので、詳細についてはさらにこれから詰めさせていただきたいというふうに思っていますし、これには河北新報さんのご意見もかなり入っておりますので、しっかりそこら辺も協調してやっていきたいというふうに思っています。

実施時期につきましては、秋を考えております。これにつきましては、現在計画検討中でございますので、微妙にずれるかもしれませんが、秋を目指して動いているというような状況でございます。

それから、もう一つのご質問でございます西和賀町宿泊助成事業補助金のお話でございます。これにおきましては、令和元年度に初めて補助要綱を作成しまして、やらせていただいております。基本的には、現在は学校教育法、生徒、児童を対象にして宿泊される10人以上の団体客で、かつ3日以上宿泊である場合、なおかつ40人以上の規模の連泊である場合に上限30万円として助成金3分の1を出すという事業でございます。

実績といたしましては、昨年の4月、ゴールデンウイークぐらいから1月の下旬、これは北上地区の高校野球のチームではございましたけれども、利用者として6団体ございます。実は、3月にも水泳の合宿が入っておったのですが、昨今の感染症の問題でキャンセルになったりしております、今までのところ6件の実績になる予定となっております。まだ終わっていませんけれども、現在のところ6件の実績というふうになっています。

現在の補助金額の実績が124万円ほど出すことになっておる予定でございます。

新規といたしましては、もしかすると皆さんもご存じかもしれませんが、錦秋湖を活用した全日本学生水上スキー連盟の関東圏の大学の方々がいらっしゃっております。実は、この団体とは既に今冬もコンタクトを取っておりまして、今の予定では何とかまた夏に1か月、2か月いらっしゃりたいというふうなお話も聞いておるところで、そういったものをしっかり進めていければなというふうに考えておるところでございます。

さらには、実績として昨年まで2泊3日程度でいらっしゃっていたところが、実は1団体3泊までつり上げていただいたという、結局1泊多く泊まっていた、その分補助が出ますので、そういった売り込みができたなというふう感じております。

ただ、始めてまだ1年ですので、こういったことで広がりがある、利用の方々が増えていけば、さらに利用実績は増えるものだろうというふうに考えております。まず3年程度は状況を見ながらやらせていただければというふうに考えております。

委員長 4時までに観光商工課の審査が終わらない場合には、審査時間を延長し、終了まで審査を続けたいと思います。よろしくお願ひします。

高橋輝彦君。

6番 仙台圏のほうであります。当初100人、200人のイメージがあったというお話でございました。この募集人員の指標を見ますと、関係者を含めて65名ということであります。随分縮小した感があります。せつかくこれだけのことをやられるわけですので、100人まではいかなくてもいいですか、200人ぐらいまでのイメージが最初あったということですので、もう少し広げた考え方が必要なのではないかなと。これだけの準備をしてやられるので、もしかすればというか、各課でも連携するわけですので、

しっかり集められるのではないかなという感じがしております。1年目だということで、形だけということなのかもしれませんが、そういう意味合いを考えれば、もうちょっと、スタッフ含めてですので、ちょっと少ないような感じがいたしました。その辺、どのようにお考えなのか。

それと、体験型観光ということで、これもすぐくいいお話だなと思って今お聞きしております。そうなりますと、やはり受入体制をしっかりとしていかなければならないのだろうなという思いがございます。地域の旅館等と体制づくりをしていかなければならないと思うのですけれども、その辺しっかりとっているのかお聞きします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 参集人員のお話でございます。過去には確かに大人数の中でやったというのを指標として進めてはきておりましたし、多くの方々にそういったことでやっていければという思いも確かにございます。1年目だから少なくしたということではなくて、いかに質の高いものを求めていけるかというのを今回はメインに考えて進めておきたいというふうに考えております。ですので、ホテルの大会場というイメージではなくて、少しおしゃれな形を取りながら、西和賀のブランドを意識して進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

これにつきましても、河北新報さんと協議の中で、改めてご意見も頂きながら、今のご意見も頂きながら研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、受入体制のお話でございます。これにつきましては、先ほどちょっと観光振興計画の中でも若干お話をさせていただきましたけれども、平成27年に各旅館の方々からご意見を頂きながらといったことで、おもてなし環境整備事業といったものを進めてきておりました。これは、トイレの水洗化であるとか機能強化、

ウォシュレット、それからWi-Fiであるとか多言語化、現在クレジットカード、キャッシュレスについても進めております。

そういったご意見を様々踏まえながら、旅館関係もしくは観光施設関係に直接お通しするといったことで、町側の受入環境を整備してきたつもりでございます。

それと並行しながら着地型を進めていきたいということで、今回これはソフト事業になるわけですが、併せて観光誘客を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

他課との連携という話ですが、役割分担については協議がまだ全て済んでいませんので、今この場で私のほうからこうこうという話はなかなかしづらいところはあるのですけれども、それぞれの分野でやるべきところがありますので、例えばふるさと振興課であれば、関係人口をどう構築していくかというのは、多分二次利用的なものになろうかと思えます、今回の実績に応じて。ですから、当初から関わっていただきたいというふうに思っているところでございますし、6次産業推進につきましては、それぞれ現在西和賀で売れるものをしっかり見定めて、価値のあるものを例えばメニュー化させていただいてということになりましょうから、そういった1次、2次、3次部分につきましては協力を頂きながら、全体の調整としては我々が入りながら観光誘客も図りたいというふうに考えておるところでございます。

今後、詳細につきましては協議の中で決まっていくことですので、ぜひ皆様方にもご協力をお願いしたいというふうに思っているところです。

委員長 ほかに発言ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で観光商工課が所管する一般会計の審査

をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算の審査を行います。審査を行う前に、観光商工課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和2年度観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等を説明させていただきたいと思えます。一般会計歳入歳出予算と同様に、令和2年度西和賀町予算書等にて説明をいたします。

まずは、歳出についてご説明いたします。温泉事業特別会計の予算書7ページをお開きください。10節需用費でございます。消耗品費は、源泉のエアコンプレッサー関連消耗品などの購入経費となります。光熱水費につきましては、各源泉施設の電気料と水道料です。修繕料につきましては、砂ゆっこ砂風呂温泉管洗浄修繕、これは例年やっている維持修繕になります。それから、砂ゆっこの男女浴槽内のタイルの補修修繕がございます。以上が修繕費用でございます。ただし、緊急的な修繕が発生した場合には、弾力的に調整させていただきまして、予算を組み替えて実施する場合がございます。

それから、12節委託料でございます。各公共温泉施設の指定管理料、委託料や設備保守管理委託料でございます。

また、新規事業といたしましては、ほっとゆだの温泉施設とJR駅舎にも利用可能なWiFiを設置し、利用者の利便を図ろうとするものでございます。

13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほっとゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占用料でございます。

16節原材料費は、砂ゆっこの珪砂購入経費でございます。

17節備品購入費は、砂風呂用の浴衣洗浄用洗濯機と乾燥機の更新経費になります。

以上、事業の詳細につきましては、予算説明書71ページ下段にも記載しておりますので、併せて御覧ください。

なお、令和2年度当初予算事業別一覧表、ちょっと薄いA4判のファイルでございます。予算書と予算説明書以外にある資料でございます。令和2年度当初予算事業別一覧表15ページを御覧になってください。下段の温泉施設管理費で、昨年度と比較して1,401万8,000円の減少につきましては、企業版ふるさと納税により実施してきた工事請負費などが令和元年度をもって計画完了となりましたので、減少したものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。予算書6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料として、各温泉の使用料や自動販売機設置使用料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、歳出で計上した温泉開発整備基金積立金に利子を繰り入れるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、先ほど説明いたしました一般会計からの繰入金となります。

以上が観光商工課温泉事業特別会計歳入歳出の概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算の質疑を行います。質疑を許します。

高橋宏君。

8番 1点だけ。説明書の71ページの下段の温泉事業について、対象施設の中に温泉会館、丑の湯、真昼温泉、峠山パークランドとあるのですが、オアシス館が休止している状態で対象施設になっているというのはどういうことなのかお知らせ願います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 オアシス館は峠山パークランドの中の一施設ということになりますけれども、現在峠山パークランドは秋田道のハイウェイオアシスの構想の中で成り立つ施設で、一緒にやらせていただいている施設というふうになります。当然ハイウェイオアシスは外れておるわけではございませんので、施設はただいま休業中ではございますけれども、多目的広場がございまして、その指定管理、委託をお願いしているということになります。そういった部分では、経費はまだ継続してかかっている部分もございません。

以上でございます。

委員長 ほかに発言ございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

以上で議案第31号 令和2年度西和賀町温泉事業特別会計予算の審査を終え、観光商工課の審査をひとまず終わりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

なお、明13日は休会です。16日月曜日は、午後1時より総務課から順に審査を行いますので、よろしく申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時09分 散 会